

令和 8 年 3 月 5 日（木曜日）

令和 7 年度南三陸町議会 3 月会議会議録

（第 3 日目）

令和8年3月5日（木曜日）

応招議員（13名）

1番	星	岳大君	2番	伊藤	俊君
3番	阿部	司君	4番	高橋	尚勝君
5番	須藤	清孝君	6番	千葉	伸孝君
7番	佐藤	雄一君	8番	後藤	伸太郎君
9番	及川	幸子君	10番	今野	雄紀君
11番	三浦	清人君	12番	佐藤	正明君
13番	菅原	辰雄君			

出席議員（13名）

1番	星	岳大君	2番	伊藤	俊君
3番	阿部	司君	4番	高橋	尚勝君
5番	須藤	清孝君	6番	千葉	伸孝君
7番	佐藤	雄一君	8番	後藤	伸太郎君
9番	及川	幸子君	10番	今野	雄紀君
11番	三浦	清人君	12番	佐藤	正明君
13番	菅原	辰雄君			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町	長	千葉	啓君
副町	長	三浦	浩君
総務課	長	岩淵	武久君
企画課	長	宮川	舞君

町民税務課長兼 歌津総合支所長	芳賀 洋子 君
保健福祉課長	阿部 好伸 君
農林水産課長	佐藤 正行 君
商工観光課長	小野寺 洋明 君
建設課長	遠藤 和美 君
会計管理者兼会計課長	男澤 知樹 君
上下水道事業所長	小野 寛和 君
南三陸病院事務部事務長	佐藤 宏明 君
教 育 長	小松 祐治 君
教育委員会事務局長	及川 貢 君
代表監査委員	横山 孝明 君
監査委員事務局長	高橋 伸彦 君
選挙管理委員会 事務局書記長	岩淵 武久 君
農業委員会事務局長	佐藤 正行 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	高橋 伸彦
次長兼総務係長 兼議事調査係長	千葉 雅明
主 幹	佐藤 美恵

議事日程 第2号

令和8年3月5日（木曜日） 午前10時00分 開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

第 3 報告第13号 南三陸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について

第 4 議案第47号 南三陸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

- 第 5 議案第 4 8 号 南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第 4 9 号 南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第 5 0 号 南三陸町特別導入事業基金条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第 5 1 号 南三陸町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議案第 5 2 号 南三陸町道路占用料条例の一部を改正する条例制定について
- 第 1 0 議案第 5 3 号 南三陸町漁港管理条例及び南三陸町準用河川占用料等条例の一部を改正する条例制定について
- 第 1 1 議案第 5 4 号 南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 第 1 2 議案第 5 5 号 南三陸町公共施設維持管理基金条例の一部を改正する条例制定について
- 第 1 3 議案第 5 6 号 南三陸町せせらぎ水土里公園設置及び管理条例を廃止する条例制定について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 8 まで

午前10時00分 開議

○議長（菅原辰雄君） おはようございます。

3月会議3日目でございます。本日もよろしくお願いをいたします。

ただいまの出席議員数は13人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（菅原辰雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において7番佐藤雄一議員、8番後藤伸太郎議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2 一般質問

○議長（菅原辰雄君） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告6番、今野雄紀議員。質問件名、1、町箱物行政の在り方、進め方について。2、町有地等及び公園の有効活用について。以上2件について、今野雄紀議員の登壇発言を許します。今野雄紀議員。

〔10番 今野雄紀君 登壇〕

○10番（今野雄紀君） おはようございます。

昨日の入試といいおとといの月食といい、天気というものはままならないものです。だから、楽しみにしていた皆既月食が残念ながら見れませんでした。いろいろなすい星や日食など、何十年後、何百年後という言葉にもう見れないななどという思いも多くしています。でも、次の月食は29年の元旦だそうです。おととい見れなかった思いを少し引きずって、本日は晴天なり、一般質問をさせていただきます。

1件目、壇上より町長へ、箱物行政の在り方、進め方について。

箱物という言葉からすると過激な質問ではと思われるかもしれませんが、さきの同僚議員の一般質問でカミングアウトした歌津の魚竜館に代わるものに関して、具体的内容ではなく建設後の維持管理含め、これからの事業計画、町民への説明、意見の吸い上げ、合意形成の在り方などの進め方について伺います。

ちなみに、お隣の県の岩手の紫波町のオガールなど、施設整備に当たり住民に対して100回

以上の説明会を開いたということでの成功事例もあるようですので、そういった事例も含めて伺いたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 千葉町長。

○町長（千葉 啓君） おはようございます。

今野雄紀議員の1件目の御質問、箱物行政の在り方、進め方についてお答えいたします。

歌津地区への交流施設の設置は、私の選挙公約の1つであり、昨年12月議会において三浦議員にお答えしたとおりでございます。

今野議員御質問の事業計画、町民への説明、意見聴取、合意形成の在り方についてですが、本事業は、今後の地域活性化に関わる重要な取組であると考えております。計画の具体化に当たっては、歌津地区の現状や課題を地域住民の皆様や関係団体の皆様の御意見を伺いながら丁寧に整理することで、必要であると認識しております。

私の政治信念は、町民皆様の声に耳を傾けながら必要な手だてを講じていくことであります。本事業の合意形成につきましては、拙速に進めることなく透明性を確保しながら検討を重ね、地域皆様の理解を得られるよう取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（菅原辰雄君） 今野雄紀議員。

○10番（今野雄紀君） 今、町長の答弁いただいたんですけれども、そこで伺いたいのは、具体的内容は聞かないと言ったんですけれども、そういった事業計画に対して、さきの議会の答弁でもあったんですけれども、ほぼほぼの予定というか、例えば、何年後にできるとかそういったことも含めて今後の意見聴取その他に関しての聞きたいことがあるので、そういった簡単な計画お分かりでしたら伺いたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 千葉町長。

○町長（千葉 啓君） あくまで行政側のスケジュールということで御理解いただければと思うんですけれども、あくまで予定といたしましては、令和8年度上期には早々に地域住民との合意形成を図るための説明会を行って、そこで課題の洗い出しだったり、あとは課題解決に向けた地域住民との必要な機能ですとかスペース、そういった部分の検討を踏まえまして立地場所等を決定できればなというふうに考えております。

令和8年度の後半になると思うんですけれども、それに基づいて交付金の申請と、9年度に設計費等を計上いたしまして、令和10年末に工事が完了できて運営主体が決定できればなど。ですから、早くて令和11年当初に利用開始というふうな、あくまでも行政側のスケジュールは今お話ししたとおりでございます。

○議長（菅原辰雄君） 今野雄紀議員。

○10番（今野雄紀君） 今のスケジュールで分かったんですけども、上期から説明会開くということなんですけれども、そこでどういった形での説明会になるのか、もし予定している考えがあるんでしたら伺いたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 千葉町長。

○町長（千葉 啓君） 合意形成の場ですので、町がこうしますというのではなくて、あくまで地域住民の話を聞きながら一番いい合意形成の仕方というふうな部分は、それも含めて町民の皆様と話をしていくということです。

○議長（菅原辰雄君） 今野雄紀議員。

○10番（今野雄紀君） 今の答弁ですと町民の意見を聞くということなんですけれども、私思うに、聞く前にあらかじめたたき台というんですか、そういったことも私必要じゃないかと思うんですけども、そういったところは持ち合わせているのかどうか伺いたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 千葉町長。

○町長（千葉 啓君） 恐らく冒頭、今野議員がお話しされたオガール、私も10年近く前に行っています。いろいろ話も聞いていますので、そういった中で1つの手法として行政側からたたき台というのはあると思うんですけども、私はそうではなくて、いろいろな地域課題もありますし、そういった部分を少しずついいいますか、小さな合意を少しずつ積み重ねていていろいろなものができるというふうに考えておりまして、なので、100回以上やったというふうな部分がそういったやり方をしたというふうなところだと思っています。

○議長（菅原辰雄君） 今野雄紀議員。

○10番（今野雄紀君） そういった説明会は分かったんですけども、そこで説明会の方法というんですか、仕方、例えば、ホームページなりいろいろなことで伝えるような手段もあると思うんですけども、ひとつ、より具体になるような形で、例えば、ワークショップ形式とかいろいろあると思うんですけども、そのところはこういった形で考えているのか、今のところ分からないので伺いたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 千葉町長。

○町長（千葉 啓君） そういったどういった形になるのかも含めて町民の皆様と話し合いをするというところがございますので、何か町からそういった町側の役割が固まってから説明会に行くという話ではないので、ですから冒頭申し上げましたように話し合いの仕方、あと周知、そこは当然ながらこれまで地域で活動している方もいらっしゃいますので、あとは関係団体

もおりますので、そういった方々を中心に、答弁でも申し上げましたように透明性を確保しながらというふうなところがそこでございますので、何も正直まだ決まっていないというふうな、ただ町民の地域住民の声を聞きながらというふうな部分でございますので、御理解をお願いいたします。

○議長（菅原辰雄君） 今野雄紀議員。

○10番（今野雄紀君） 分かりました。

そこで、地域の活性化という答弁もありました。そこで伺いたいのは、施設を造る上で、例えば、オガールじゃないんですけれども、複合的な意味合いを持たせて造ることも私は大切じゃないかと思っています。具体のあれには聞けないと言ったんですけれども、たたき台という言葉を出したのは、例えばなんですけれども、行政側としてはどういう意見出るかわからないんですけれども、私も町民の1人としてではないんですけれども、この場で一般質問ですでお伝えしたいのは、例えば、大きなあれじゃなくてコンパクトでもいいので複合的な形で使える施設として整備していくことも、地域課題の解決には十分寄与するんじゃないかという思いがしています。

そういったことで、私が簡単に思うことなんですけれども、現在、公民館とか図書館施設が平成の森の上のほうにあるので、震災前みたいな文教地区ですか、すぐ階段を下りてきて使えるようなとかそういったことも、私は陰ながらというかそういう思いもしています。そうすることによって、造った施設のB／Cというか、そういったのも十分確保できるんじゃないかという思いがしています。

そこで、そういった思いに関して町長はどのように感じるか伺いたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 千葉町長。

○町長（千葉 啓君） お答えいたします。

私も、個人的にはその複合施設がいいというふうに思っております。この間、子育て作戦会議しゃべりば！でもそういった子供の居場所、あとはそういった公民館開放できないかというふうな根強い要望というのはあるのは承知しておりますので、そういった意味で複合施設というふうなお話だと思うんですけれども、それはあくまで私の希望であって、それも含めて皆さんと協議して意見が出ればいいのかなど。

ですから、陰ながらではなくて、今野議員も参加していただいてそういった部分で意見を発言していただければなというふうに思っています。

○議長（菅原辰雄君） 今野雄紀議員。

○10番（今野雄紀君） そういった思いでしたら、もう少し複合に関して踏み込むというわけじゃないんですけれども、昨日の同僚議員の一般質問でもあったんですけれども、商店街にある商工会の持ち物の建物というか、そういったやつも新たに建てるか、もしくは増築というんですか、そういった形、あとは商店街の店舗も空きも出てきているということなので、そういったものも含めて、それこそ以前、道の駅整備するときの一体型という言葉もありましたけれども、そういった形で使っていくことも十分費用というかそういったやつを抑えて、なおかつ効果が出るような形になると思われるんですけれども、私はそういったことも今回の質問に関して思いました。

そこで次に伺いたいのは、これからの説明会ということなんですけれども、先ほど町長の答弁もあったんですが、私、でき得るならば町民の意見というのは、以前の首長ですと町民はとにかくいろいろなことをあいつするから收拾がつかなくなるんだという答弁もえててあったんですけれども、そういったまとめる上でも、私は本来、委託というんですか、コンサルというかそういったやつはあんまり好きではないなんですけれども、何か建てる準備を進めていく上でよく建築家の方がリサーチを十分するように、そういった形で町と住民の話し合いである程度固まって、そして設計なりなんなりとするのも1つの方法かもしれませんが、より有効にというか実りあるものにするためには、そういった手法もひとつ考えられるのかなと思います。

例えば、地域にいるNPOとかいろいろあると思うんですけれども、そういったことも検討に値するんじゃないかと思いますので、そういった件に関して、町と住民だけではなくてもう一つ入ってコーディネートする方法もあるんじゃないかと思います。その辺も伺いたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 千葉町長。

○町長（千葉 啓君） これまでの方はそのようなやり方をしていたのかなあというふうに思います。町と地域住民だけと私言った覚えはなくて、いろいろな関係団体、関係者、あと当然志津川地区の人でも全然入って問題ないと思っています。

ただ、話し合いによって收拾がつかなくなるというふうには、ちょっと私はあまり、歌津地区の現状の課題を出してそれを解決していくためにどのような話し合いをするのかというふうな明確な議題がございますので、そこはあんまり私は心配はしていないんですけれども、ただ、今、お話しされたようにそういった思いを絵にするような形というのは当然必要なのかなというふうに思っておりますので、そこはそれも含めて話し合いの中で決めていきたいと思って

います。

○議長（菅原辰雄君） 今野雄紀議員。

○10番（今野雄紀君） そういったことで、合意形成ということでの質問出したんですけれども、私も皆さんタブレットを持っているので、例えば、町とか自治体の合意形成の在り方とかというところA Iが、例えばなんですけれども、3つ4つの項目出してそれをすぐ見れるわけなんです、そういったことの中にも、これ長くはならないんですけれども、例えば、合意形成の在り方として1番、対面集合型の手法とか、それには地域説明会、懇談会、ワークショップ、協議会、委員会、2番目に個別把握、情報提供、アンケート、ヒアリング、戸別訪問、個別相談、あとまちづくりニューズパンフレット、あとデジタルの活用ということも書いていました。

それはオンライン参加のプラットフォームとかまちづくりのシミュレーション、今、例えば、形にするにしても、昔だと建築事務所の人たちが段ボールというか下ボールみたいなやつで模型作っていたんですけれども、今、簡単にささささっとすればそういった具体の形も出てくると思いますので、そういったことも含めて、今後、合意形成を進めていっていただきたいと思います。

そこで次に伺いたいのは、町長公約にも、先ほど言ったように町民の皆さんの意見を聞くということをもう再三述べられていますので、私も私なりにこの議場に関してとかそれ以外のことでも、ちょっとこういったせつかくの場ですので伺いたいと思います。

そこで最初に伺いたいのは、町長、先日かこの前かの答弁で、議員の質疑か何かの中で、そういった意見は電話が1本も入っていないからそういったことはないという答弁をした記憶が私には、多分、手帳見れば書いているんですけれども、その言葉というか答弁というのは、私が思うには、前任を悪く言うわけではないんですけれども、前任には前任のスタイルがあったので、私が町長に何か言うと、そのほかの同僚議員の質問に対しても、そういった要望なりなんなりは町に電話が1本も入っていないとかそういう答弁がえてして私はあったように、私が特段気をつけていたのか、あったみたいですので、そういったことは今後の状況としてはどうなのかという、町長、言わない、言った覚えがないような顔していますけれども、そのところを伺いたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 千葉町長。

○町長（千葉 啓君） すみません、ちょっと電話がなかったからどうのこうのというのを言った覚えはあんまりないんですけれども、宿泊税の件だったのでしょうか、それは。（「前の議

会のとき、石碑か何かのときの意見が来ていないという話じゃないかと」の声あり)

私がこの立場になって、そういうぜひ建ててくれとかそういった話を町民から聞いていますのでというふうなお話で、もしかするとそのような表現になったのかもしれませんが、そういうところでございます。

○議長（菅原辰雄君） 今野雄紀議員。

○10番（今野雄紀君） 今、そういったことで伺ったんですけれども、先ほど町長答弁あったように町民の意見を聞くということで、なおさらうれしいことに私たち議員も町民の一員ですので、こういった場にあつていろいろ発言してもいいよみたいな意図がありました。

そこでさらに伺いたいのは、私たちも町民なんですけれども、この場に立っているということは、町長、今回は無競争だったんですけれども、負託を受けてこの場にいるわけなんですけれども、そこで私たちの発言も、先ほど言ったように電話1本なかったということに対して、私たちの発言は少なくとも負託を受けた方たちの代表の町民の声として受け止めてほしいという思いがしていますので、そういったことも含めて町民の声ということで認識というかしていただければと思いますが、その辺の所見を伺いたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 千葉町長。

○町長（千葉 啓君） 当然ながら、町民の代表が議員でございますので、そこは同じでございます。そういう意味で耳を傾けるというふうな意味でございます。

○議長（菅原辰雄君） 今野雄紀議員。

○10番（今野雄紀君） それでは、できるだけそれはあんたの意見だろうという思いをしていますが、こういった議場ではなるべくそういった発言をしないようにしていただきたいと思います。

そこで、今回のこの箱物行政の在り方と進め方ということで質問させていただきましたけれども、町長、町民の意見を十分に聞くという思いがしましたので、1件目はこれで終わらせていただきます。

じゃあ次、続いて2件目なんですけれども、質問件名として、町有地など及び公園の有効活用についてということで伺いたいと思います。

質問の相手は町長、教育長ということでお願いします。

質問としては、町民の福祉の向上、健康増進のための有効活用ということで伺いたいと思います。

具体の地区として5点ほど挙げさせていただきました。例えば、商店街の近くの45号線沿い

の一旦、芝生化した土地の活用、若干は活用されているようですけれども、今後どのように活用という具体のあれよりも基本的な考え等を伺っていきたいと思います。

あとが2番目として、海辺の広場のこれまた同じ活用を今後こういった方向で活用していくのか。

3番目、旧戸倉中学校のグラウンドなどの活用について。

4番目として、海水浴場の遊具のある広場の辺りの活用について。

5番目は、松原グラウンドの活用について伺いたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 千葉町長。

○町長（千葉 啓君） それでは、2件目の御質問、町有地等及び公園の有効活用についてお答えいたします。

初めに、御質問の1点目についてであります。志津川地区の国道45号沿いの一時芝生化した土地、いわゆるオリーブ南三陸店様の裏の土地ですが、ここはイベントを中心に活用しているところであります。

今後は、東北楽天ゴールデンイーグルスのライブビューイングに合わせた子供向けスポーツ体験の場や、震災復興応援プロジェクトGO!GO!ラリーin東北の昼食会場としての活用のほか、かがり火祭りにおいても先祖供養、法要を執り行う場として活用をされております。今後におきましても、様々なイベントで活用いただければと考えております。

次に、御質問の2点目についてであります。海辺の広場は、人々が集い交流することを目的に整備した場所であり、来訪者のみならず町民の憩いの場としての役割も担っております。

今年度はツール・ド・東北の休憩地点やワイン会の会場として活用されております。来年度におきましても、ツール・ド・東北の休憩地点として計画されており、今後も交流人口の拡大等、様々なイベント等で御活用いただければと考えております。

次に、御質問の3点目についてであります。旧戸倉中学校の校舎については、戸倉公民館及び自然環境活用センターとして活用されており、グラウンドについては、戸倉地区グラウンドゴルフ大会の会場などとして活用されております。

今後につきましても、新たな利用計画はないものの、継続して町民の福祉向上、健康増進のための場として活用できるよう施設管理に努めていきます。

次に、御質問の4点目についてであります。サンオーレそではま海水浴場に隣接する荒島・楽天パークにつきましても、遊具の設置により年間を通じて家族連れに利用されております。また、楽天野球団様が中心となり設立した東北スマイルプロジェクトにより整備され

た南三陸こどもスタジアムは、子供たちの体力向上やスポーツ機会の確保に寄与しているものと認識しており、今後も適正な施設管理に努めていきます。

最後に、御質問の5点目についてであります。松原公園は南三陸町都市公園条例に基づく都市公園であり、町では町民の福祉向上及び健康増進を図るため公園の適切な維持管理に努めており、定期的な草刈りや施設点検を実施し、安全で快適に利用できる環境の確保に取り組んでおります。

また、公園内の遊具につきましては、専門業者による定期点検を実施し、安全性の確保に努めており、トイレにつきましても定期清掃及び設備の維持管理を行っております。

松原公園グラウンドは、地域住民のスポーツ活動やレクリエーションの場として活用されており、今後も町民の方々の健康づくりや交流促進に資する公園運営に努めてまいります。

続いて、教育長から答弁させます。

○議長（菅原辰雄君） 小松教育長。

○教育長（小松祐治君） それでは、私から今野雄紀議員の御質問の5点目についてお答えいたします。

先ほど町長から答弁がありましたとおり、松原公園は南三陸町都市公園条例に基づく都市公園であり、町長において管理されているところでありますが、町民のスポーツ活動や健康づくりの場として広く活用されており、教育委員会といたしましても、生涯スポーツ推進の観点から関わりの深い施設であると認識しております。

教育委員会といたしましては、社会教育関係団体の利用に係る団体予約の受け付け及び日程調整をはじめとする運用面の実務において協力しているところであり、引き続き所管課と連携を図りながら町民の健康づくりや生涯スポーツの推進に努めてまいります。

○議長（菅原辰雄君） 今野雄紀議員。

○10番（今野雄紀君） まず、45号線沿いの芝生のところなんですけれども、先ほど町長答弁あったんですけれども、イベント中心、あとかがり火祭りのときに使うということでしたが、ただ、そこをいっぱい場所がいいので、こういった先ほどの答弁ですと、年何回、何日、そういったレベルだと思うんですけれども、そこを通年というか使えるような形で活用していく必要もあると思われるんですが、そのところはどのように、今のまま、たしかイベントでキッチンカーが入ったりなんかしたのも両手で数えられる、両手でも多いぐらいの回数じゃないかと私は思っています。それが毎月定期的なイベントで使われるというのであればあれなんですけれども、そのところを伺いたいと、通年で使えるように活用することも必要

じゃないかということに関して伺いたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 千葉町長。

○町長（千葉 啓君） 今野議員お話しされたように、通年で使えるような機会といいますか、ものがあればそれはそれでいいのかなと思います。

ただ、現状、この1から4までの施設に関しましては、具体的にこれを行うというふうな具体の計画がございませんので、ただ、当然、通年ではないにしても地域の方々やいろいろな団体も含めて利用したいというふうな要望がございますので、そういった部分で地域活性化も含めていろいろな形の中でPR、交流施設、そういった部分に資する団体、計画、事業、そういった部分に使っていただいているというふうな現状でございますので、おっしゃっていることはよく分かりますし、そのとおりになればいいなと思っています。

○議長（菅原辰雄君） 今野雄紀議員。

○10番（今野雄紀君） 今の町長の答弁で分かったんですけども、やはり通年で使うためには、答弁いただいた内容というのはほとんど、私質問事項にも出した町民の福祉向上、健康増進ということで今回その角度で質問させていただきましたので、その答弁からすると、何となく交流人口拡大というんですか集客というんですか、そういったことの取組への答弁が主立ったのかと見受けられるんです。

そこで、やはり地元の人たちがより活用して先ほど言ったような健康増進なりなんなりする方向というのは、私は最初はお金をかけなくともちょっとした器具なりなんかを設置することで十分可能だと思われるんですけども、今後、大きいお金をかけて何かを整備するというんじゃなくて、例えば、公園に遊具ありますけれども、その遊具は遊具でいいんですが、例えば、高齢者とか普通の大人の方が散歩なりなんなりしていてちょっとした健康増進になるような器具というんですか、屋外向けのがあるような話も聞いていました。そういったことでの整備というんですか、少しはやっぱりお金かけないと使うほうも使った気にならないと思うんですが、そういったことに関して多少でも予算をつけて整備する考えはあるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 千葉町長。

○町長（千葉 啓君） 町民の福祉向上、健康増進というふうな部分は非常に大切な部分でございますので、その辺ちょっと庁内役所内で検討はしてまいります。議員お話しされたように何か施設を新たに造るというふうなことは考えてはいないので、そういった部分で今お話しされたような部分は検討に値するのかなと思っています。

○議長（菅原辰雄君） 今野雄紀議員。

○10番（今野雄紀君） 検討なさるということでうれしい答弁なんですけれども、そこで私も今回この質問するに当たって若干役所の部長というか話をちょっとだけ聞いたんですけれども、そういった中で、例えば、先ほど言った公園内に設置するものとして、何か外国製らしいんですけれども、鉄棒のアスレチックというの、鉄棒の小さいようなやつで何かできるような、アメリカ製かドイツ製かは分からないんですけれども、そういったやつもあるようです。そういったことも含めて検討していただければ、ただ散歩している人にもそこでやれるといいのかなという思いがしています。

あともう1点、それは大人向けなんですけれども、お金かかるかどうかは分かりませんが、公園に遊ぶものとして、例えば、町長、何か少し前に聞いたら野球部ということを知りました。その野球を含めて、野球というのはキャッチボールするにしても2人必要なわけなんですよね。そこで、1人でキャッチボールできるような、そういった物を作ってもいいんじゃないかということも伺いました。確かにそうだなと思って、それは1人でキャッチボールということは、テニスとかで壁打ちがあるように1人で投げて受ける独り遊びできるような、そういったつい立場というか壁打ちスタイルのやつも、公園内にあまり大きくないやつがあれば、より普通の遊具で遊ぶ小さい子供よりも、あと小中学生でも遊べるような、そういったことも可能じゃないかと思うんですが、そういったことに関して町長どのように思うか伺いたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 千葉町長。

○町長（千葉 啓君） 先ほど申し上げましたように、町民の福祉向上、健康増進というふうな話で、そういった施設があればいいのかなというふうな部分は今野雄紀議員と同意するところなんですけれども、ただ、具体的にこれがいいんじゃないかとかあれがいいんじゃないか、それは先ほど言いましたように検討するというふうな話でございますので、それをいいか悪いかということまでは今ここで話しすることはないというふうに思っています。

○議長（菅原辰雄君） 今野雄紀議員。

○10番（今野雄紀君） ここでやる、やらないということではなくて、そういったこともすれば、先ほど言ったように通年で使えるんじゃないかという思いがします。特に場所はどこでも、例えば、置けばいいんでしょうけれども、松原のグラウンド等は、先ほど答弁にもあったように維持管理というかも完璧というかいつもきれいにしているので、そこを私も用事で通るたびに、土日はどうか分からないんですけれども、平日等はほとんど、土日でも通った

ときは、先日もうお子さんと親御さんが野球のような形で使っているのを見ましたが、それはずっと前とかだとサッカーボールを蹴っている方たちもいましたけれども、今はあまり、私、平日だからかどうかわからないんですが、見受けられないので、そこを私先ほど言ったような1人でも遊べるようなそういった場所をつくってあげることが大切だと思われます。

特に、教育長にも質問させていただきましたので、子供の独り遊びというんですか、体を使って遊ぶというかそういったことに対する必要性みたいなものがありでしたら、教育長にも伺いたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 千葉町長。

○町長（千葉 啓君） 最初にお答えいたしますけれども、言っている意味は分かります。ですから、先ほども繰り返しになりますけれども、そういった意見も踏まえて検討するというふうなところでございますので、お願いいたします。

○議長（菅原辰雄君） 小松教育長。

○教育長（小松祐治君） では、私のほうから。

確かに子供の遊ぶ環境というところで1人でも遊べる場所も必要かとは思いますが。以前、震災前の松原公園であれば、町の集まりやすいところにあって、放課後、自転車で行けば誰かいるという環境にあったと思うんですけれども、現在、子供たちの住環境と団地の立地を考えても、なかなか1人だと自転車で、そして1人で行く、今、様々な、町内に松原公園に熊はさすがに出ていませんけれども、そういう交通とか防犯上の安全であったりとかそういうところも配慮する必要があると思います。確かに松原公園で遊んだりスポ少等では活動しておりますが、個人的に小学生が集まって遊ぶという機会は本当に少ないかと思っております。

いずれにしても、体力づくりやそういう面も大事なことでありますので、春先から暖かくなったときに、学校で、もしくは早く帰った日の放課後等、遊ぶ機会が創出できればなあと考えておりますので、教育委員会としては環境の整備をしっかりと、いつでも遊べるような状況をつくっておきたいと思っております。

○議長（菅原辰雄君） 今野雄紀議員。

○10番（今野雄紀君） 教育長の今答弁あったんですけれども、1人で遊ぶのは難しいというのかという答弁あって、かといって集まって遊ぶのもそれなりに大変だという答弁ありました。

そこで、これは予算委員会でも聞いてもよかったのかもしれませんが、よく子供たち

の居場所づくりということで今取り組まれているんですけども、そういった1人で外で遊ぶという場所もある程度居場所づくりには寄与するんじゃないかという、私そういう思いをするんですけども、そういった部分が居場所に当たるのかどうか、その辺、再度教育長に伺いたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 小松教育長。

○教育長（小松祐治君） 今野議員おっしゃること、もっともなことであると思っております。居場所づくりについては、外に限らず中でも今いろいろな教育だけじゃなくて保福に関わる場所でも居場所づくりというのは非常に大事だということで進んでいることと思います。

教育委員会の関係するところでは、例えば、建物として図書館の利用であるとかそういうところも話題として上がっているところではありますけれども、もちろん外であれば松原公園であつたり議員挙げている様々な公園等でも、居場所としてきちんと管理されていつでも遊べる状況ができていて、なおかつ安全が図られる、保護者の方も安心してそこに1人で出していけるというやっぱり環境づくりと、あとそれを全体として保護者も学校もよしとする、こちらからの情報発信であつたり働きかけも大事なかなと思っております。

いずれにしても、遊ぶことを全く制限するわけでもなく、自由な場所があるわけですのでさらに積極的に遊びに行くような環境とかも、物心共に整えていく必要があるのかなと今のお話から感じました。

以上です。

○議長（菅原辰雄君） 今野雄紀議員。

○10番（今野雄紀君） 今の教育長の答弁で、やはり公園で遊ぶといっても何で遊ぶのかということになると思うんです。

そこで、私、先ほどの質問にも戻るんですけども、やはり独り遊びできるような児童生徒が遊べるような場所があれば、私、その話をちょっと伺った方に言われたんですけども、町内いろいろ、例えば、ボール投げて戻ってくる場所というのはいっぱいあると思うんですけども、特に防潮堤とかはあるんですが、ああいったところは角度がついていてあまり遊べないということを言われていました。そこで、やっぱり1人で遊ぶには、よく昔でも今でもそうなんですけれども、バスケットとかの練習でもよく御自宅に用意している方たちもありますけれども、そういったのと同じような形でボール遊びとか何かいろいろなことができる場所を整備してもいいのかなという思いをしましたので、町長、同様を検討していただければと思います。

さらに、一般質問ですと、言わせていただくと、壁打ちは何もボールを投げて戻ってくるだけじゃなくて、ある程度の広さを確保すれば、テニスでもバドミントンでも壁打ちというのがありますので、そういったことを含めると、私、以前は、この議場内の方が覚えているかどうか分からないんですけれども、テックボールというやつを一時提唱しました。そのテックボールも、2012年ハンガリーで始まったんですけれども、今年の9月、愛知のアジア大会ですか、それで正式種目になったというニュースもありました、大村知事は予算がどうのこうので渋っていたようなんですけれども、何か決まったようです。

ただ、私もその当時は議員報酬で、約100万円近くしたんですけれども、買ってしまうかと思ったぐらいちょっと熱を入れていたんですけれども、でも最近は、その競技はある程度サッカーのレベルがないと楽しめないということも分かってきたので、最近は皆さん御存じの、今後、提案型の一般質問としてさせていただく予定なんですけれども、ピックルボールといった競技もありますので、そういったやつの壁打ちもできるようなオールラウンドに使えるような部分があれば、私はよりこういった公園及び町有地が有効活用できるんじゃないかと思いますので、その点、再度教育長に伺いたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 小松教育長。

○教育長（小松祐治君） ありがとうございます。

議員おっしゃるように、壁があればいろいろな独り遊びであつたりが広がるというところなんですけれども、壁を造るとなると既存のもの、もしくは新しくというと、教育委員会単独ということにはなりませんので、関係のところとの協議も必要ですし、果たしてそれが本当に必要かどうかの吟味から始めなくてはならないと思いますので、御提案としては非常に子供の遊び場所として有効かとは思いますが、今後の検討の材料の1つにさせていただきたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 今野雄紀議員。

○10番（今野雄紀君） そこで、こういった施設の活用なんですけれども、私、今回思ったというか、スポーツに関してなんですけれども、見るスポーツからやるスポーツということの大切を今回の質問で伺いたいという思いがしていました。

ですから、先ほどまで自分で動いてやるスポーツ、そこで本来なら伺いたかったんですけれども、もしお分かりでしたら、町内の各種バスケットはじめ、バレー、野球、スポーツ団体等あるわけなんですけれども、その競技人口というんですか、統計をさらっと確認したらあまりは取っていないということなんですけれども、おおよそもし分かっていたら、その

推移等もお分かりでしたら伺いたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 今野雄紀議員、題は町有地等及び公園の有効活用についてですから、中身をあまりよその分野に及ばないような目的に沿った形で質疑をお願いいたします。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（及川 貢君） すみません、競技人口の数につきましては持ち合わせてございません。

○議長（菅原辰雄君） 今野雄紀議員。

○10番（今野雄紀君） そこで、以前も私再三聞いているんですけども、こういった有効活用にあたって新しい競技というんですか、少人数でできるようなことも推進していく必要もあると思われるんですが、その件に関してはどのように教育長思われているのか伺いたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 小松教育長。

○教育長（小松祐治君） 以前も御答弁させていただいたかと思うんですが、小学生であったり中学校、それから住民の方から社会体育の分野でこういうものをぜひやってみたいというふうな多くの申出等があれば、その時点で土台に乗せて検討に値するものではないかなと思っておりますが、こちらからこの競技をどうですか、どうですか、どうですかというのはちょっとあまり難しいのかなあと思っております。

○議長（菅原辰雄君） 今野雄紀議員。

○10番（今野雄紀君） いつもこういった質問するとそういった答弁来るんですけども、私はもうちょっと進めていつていただきたいという、新しい、例えば、旧歌津ですといろいろなニュースポーツを取り入れてやっていたような記憶があるんですが、当町においては、昨今見ると、私さっき言ったようにプロ並みの見るスポーツ等に力を入れていたみたいなので、今後やるスポーツのほうにも力を注いでいつていただきたいという思いがしています。

そこで、質問戻るんですけども、旧戸倉中学校の部分に関して伺いたいと思います。先ほど……。

○議長（菅原辰雄君） 今野雄紀議員、昨日もこういう通告書に従ってということで言っていましたので、片手落ちにならないように申し上げておきますけれども、こういう順序でやっていますので、これに沿った形で進めていただければと思います。

○10番（今野雄紀君） そこで、戸倉中学校のグラウンドなんですけれども、実は、聞くと教育財産じゃなくて普通財産として公民館が使っているということだったみたいなんですけれど

も、そこで伺いたいのは、公民館の、先ほど答弁あったグラウンドゴルフ等に使う場合、あとそのほか年数回使っているようではございますけれども、それから常時使う上で教育財産じゃなくても支障がないのかどうか、不便はなかったのかどうか伺いたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 企画課長。

○企画課長（宮川 舞君） 普通財産のほうですので、私のほうからお答えさせていただきます。

今日、議員おっしゃられますように、教育財産ですとその目的が限られた活用ということになりますので、普通財産であれば教育的目的も含め広く御活用いただけますので、特段利用に支障はございません。

○議長（菅原辰雄君） 今野雄紀議員。

○10番（今野雄紀君） そうすると、公民館で使うときは、使うごとに、例えば、企画のほうなりに許可というかそういった申請等は必要なのか、それとも、みなしと言うんですか何と言うんですか、そういった形で常時、好きなようにというわけじゃないんですけれども、使えるのかどうか、その辺伺いたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 企画課長。

○企画課長（宮川 舞君） 普通財産の管理となっておりますので、公民館の活用に限らず、その場所に限らず、町内でそういった町有地等を活用する場合については、ほかの所属からもそういった申請を上げていただいて許可をするという形になっております。

○議長（菅原辰雄君） 今野雄紀議員。

○10番（今野雄紀君） そうすると、グラウンドゴルフするたびに許可をもらってやっているという認識でいいのかどうか、再度確認させていただきます。

○議長（菅原辰雄君） 企画課長。

○企画課長（宮川 舞君） 手続はそうようになります。

○議長（菅原辰雄君） 今野雄紀議員。

○10番（今野雄紀君） そこで伺いたいのは、そういった何か私が素人思いというかなんですけれども、公民館管理する側としては、それで不便というか面倒くさいというかそういう思いはしないのかどうか、その辺伺いたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（及川 貢君） 公民館を管理する側として特に何か支障が出ているということではございませんので、そういう心配は当たらないといったところで回答させていただきます。

○議長（菅原辰雄君） 今野雄紀議員。

○10番（今野雄紀君） 私、当初それを聞いたときにちょっと違和感を覚えたんですけども、ほかに、今回に対してもあれなんですけれども、本来なら私は目の前にあるんだから、教育財産として十分許可も何もする必要もなく使えていたらより使いやすいのかなという思いがしていますので、教育委員会としては、教育財産にしてみようというんですか、変更してまで使うという考えがあるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 小松教育長。

○教育長（小松祐治君） 今、事務局長からもお答えしたとおり、今、現状の使用で特に支障は感じられていないですしということで、今のところ、教育財産のほうにというところは考えていないところです。

○議長（菅原辰雄君） ここで暫時休憩いたします。再開は11時20分といたします。

午前10時59分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（菅原辰雄君） 休憩前に続き会議を開きます。

今野雄紀議員の一般質問を続行いたします。

今野雄紀議員、今、通告書の番号ありますけれども、何番を質問するか示して質問をしてください。今野雄紀議員。

○10番（今野雄紀君） そろそろまとめに入っているんで、5番の次あたりということで。

それで、今回、町有地など公園の有効活用についてということで、その質問に関しては町民の福祉向上、健康増進のための有効活用ということで質問させていただきました。答弁るいただきましたけれども、ほぼほぼ年数回とかそういう形での答弁が多かったように見受けられます。そこで、私も今回の一般質問に関しては、町民の方たちの先ほど言ったような福祉向上、健康増進のためには、私、見るスポーツから先ほども言ったようにやるスポーツを推進していくことが大切だと思っての質問でした。

そこで、これは戻るわけではないんですけども、質問出していた関係、サンオーレの通年活用に関しても、こういったところ以前と違ってきれいに整備されているので、現在の使用もそうなんですけれども、例えば、パークゴルフの年配の方の独り遊びとしてパークゴルフの練習場のような形で使うとかいろいろ、あと児童生徒とか学童年齢の子たちの独り遊びとしては、先ほども伝えたように壁打ちのようなそういった場所も必要じゃないかという

思いを伝えさせていただきます。あえて、今回の一般質問はいつものような提案型ということではなく質問させていただきたいと思っていましたので、このようなことをお伝えしたいと思います。

そこで、町長と教育長に伺いたいんですけれども、私、今回思った見るスポーツからやるスポーツの大切という部分に関しての健康増進、その他福祉向上に寄与する、そういった思いを所感伺って一般質問とさせていただきます。

○議長（菅原辰雄君） 千葉町長。

○町長（千葉 啓君） 見るスポーツもやるスポーツもどちらも大切だというふうに思っております。ただ、住民福祉の向上、健康増進というふうな部分を考えれば、当然見るだけじゃなくてやるというふうなところは重要なのかなあというふうに思っているところでございますけれども、繰り返しになりますけれども、御意見としてはお伺いいたしましたので、そこはスペースですとかあとは予算も含めて検討材料として御意見を伺って、当然ながら、地域住民が望む施設が一番というふうなことを考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（菅原辰雄君） 小松教育長。

○教育長（小松祐治君） 見るスポーツからやるスポーツということで議員おっしゃっていましたが、見るスポーツとやるスポーツ、相反するものではないと思っております。見ていううちにやりたくなる、また、やっているけれども、もう年齢的にとか体力的にちょっと難しくなって見るほうに移行するということがあると思いますので、いずれにしても、小学生、何度もおっしゃっていただいた学童期の子供たちがいろいろなスポーツに親しむ中で、体を動かす機会を増やしていくような働きかけを今後も教育委員会としてはしてまいりたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 以上で今野雄紀議員の一般質問を終わります。

次に、通告 7 番、後藤伸太郎議員。質問件名、地域振興の現状と課題は。以上 1 件について、後藤伸太郎議員の登壇発言を許します。後藤伸太郎議員。

〔 8 番 後藤伸太郎君 登壇 〕

○ 8 番（後藤伸太郎君） ただいま議長から許可をいただきましたので、登壇しての一般質問をさせていただきますというふうに思います。

今回は 1 件のみ、町長と教育長にお伺いしたいと思います。今回は、地域振興の現状と課題はということでお伺いいたします。

町の課題様々あると思いますけれども、その根幹は少子高齢化と人口減少にあることは自明

のことと思います。しかし、その流れを止める、または逆転させるということは非常に難しい。この止められない流れの中で、町民の幸福度を下げることなく地域振興をどう図っていくのか。町長が繰り返しおっしゃっている交流施設の新設という目玉政策にも触れながら伺いたいします。

1 点目といたしまして、移住・定住促進のための取組は順調か伺います。

2 点目、移住希望者の住まいの確保はできているのでしょうか。

3 点目、地域振興の核となる商店街の現状と課題はどのように捉えておられるのでしょうか。

最後、4 点目、ひころの里は今後教育分野での活用を検討してはいかがかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（菅原辰雄君） 千葉町長。

○町長（千葉 啓君） 後藤伸太郎議員の御質問、地域振興の現状と課題はについてお答えいたします。

初めに、御質問の1 点目、移住・定住促進のための取組についてであります。移住・定住の促進は、南三陸町第3 次総合計画において、まちづくりの柱の1 つである協働のまちづくりの推進として位置づけております。これまで移住・定住に関する相談体制の強化、情報発信の充実、地域おこし協力隊の受入れなど、多角的な取組を進めてまいりました。

まず、移住・定住総合窓口の設置により、移住に関する相談は一定数寄せられており、住まいや仕事、子育てなど多様な相談に対応できる体制が整ってまいりました。相談者からは、情報が得やすくなった、町の状況が分かりやすいといった声も寄せられており、移住検討の初期段階での不安解消に効果が表れております。

次に、インスタグラムなどのSNS を活用した情報発信により、町の魅力や移住者の体験談が広く伝わるようになり、都市部からの問合せも増えております。特に移住者インタビューや生活情報の掲載は、移住後の暮らしを具体的にイメージできると好評を得ております。

さらに、移住者と行政区及び関係団体への仲介など、地域とのつながりづくりを支援しており、移住後の孤立防止や地域への早期定着に寄与しております。

その結果、移住相談件数は増加傾向にあり、取組は着実に前進していると認識しております。

今後も、移住者の支援としてきめ細かな相談対応や住まいの確保、地域とのマッチング支援など、必要に応じて改善を図りながら地域の活力維持につなげてまいります。

次に、御質問の2 点目、移住・定住者の住まいの確保についてであります。本町では、移

住希望者が安心して生活をスタートできるよう、空き家バンクの活用、住宅取得支援、定住促進住宅、そして町営住宅など多様な住まいの受皿を用意しております。

空き家バンクにつきましては、令和8年2月末現在で11件の登録があり、移住希望者の受皿として確保が図られております。

また、定住促進住宅や町営住宅についても移住者や若い世帯の住まいとして活用しており、空き家バンクだけでは対応し切れない多様な住まいのニーズにお答えしているところであります。

さらに、家賃補助制度をこれらの住まいの受皿と組み合わせて活用することで、移住者が自身の状況に応じて住まいを選択できる環境を整えており、より幅広いニーズに対応できる体制を構築しております。

しかしながら、移住者のさらなる拡大を推進していくためには、十分な物件確保には至っていない面もあることから、空き家の活用促進や公的住宅の柔軟な運用を進めることで住まいの選択肢をさらに広げ、移住希望者が安心して暮らしをスタートできる環境づくりに取り組んでまいります。

次に、御質問の3点目についてであります。令和7年の両商店街における入り込み客数であります。南三陸さんさん商店街は約60万人、南三陸ハマーレ歌津は約10万人となっております。営業店舗数は両商店街合わせて34店舗であり、空き店舗が3店舗ある状況であります。また、両商店街に共通する課題として、事業者の高齢化、人材確保の難しさに加え、物価高騰による経営環境の厳しさなど、様々な課題があると認識しております。

今後につきましては、株式会社南三陸まちづくり未来をはじめ関係機関と連携し、空き店舗対策、創業支援、さらには周辺観光資源との回遊性向上に取り組み、本町の地域振興の拠点である両商店街を支援してまいります。

最後に、御質問の4点目、ひころの里の今後についてお答えいたします。

ひころの里については、既に町内小学校の社会科見学やふるさと学習会、教育旅行などで活用されており、加えて本年4月からは入館料が無料となりますことから、今後さらなる活用が期待されるところであります。

一方で、現在、ひころの里を所管しているのは農林水産課であります。一義的な設置目的は生涯学習活動の推進による住民福祉の向上であると考えております。

このようなことから、今後、地元の皆様の意見を伺いながら、公の施設の設置目的がより効果的に達成される管理の在り方や活用方法について検討してまいりたいと考えております。

続いて、教育長から答弁させます。

○議長（菅原辰雄君） 小松教育長。

○教育長（小松祐治君） それでは、私から後藤伸太郎議員の御質問の4点目、ひころの里の今後についてお答えいたします。

先ほど町長から答弁がありましたとおり、教育活動における活用の現状につきましては、町内全ての6年生を対象としたふるさと学習会をはじめ、志津川小学校及び入谷小学校では総合的な学習の時間において活用しているところであり、教育的観点から申し上げますと、本町の歴史や文化、産業等を体験的に学ぶことができる貴重な教育資源の1つであると認識しております。

また、本町有形文化財として指定しております松笠屋敷における年中行事やひころの里まつりをはじめとした様々な地域活動が行われており、こうした取組は世代を超えた交流の機会ともなっておりますことから、社会教育の観点からも意義を有するものと受け止めております。

教育委員会といたしましては、学校教育と社会教育の双方の視点を踏まえながら、地域の声に耳を傾け、所管課とも連携を図り、より効果的な活用の在り方について検討してまいりたいと考えております。

○議長（菅原辰雄君） 後藤伸太郎議員。

○8番（後藤伸太郎君） 今回、地域振興という幅広いにも程があるだろうというようなテーマを設定いたしまして質問させていただいております。

それに至った理由としましては、先ほど壇上からも申し上げましたけれども、地方の活力が低下していると言われて久しいわけですがけれども、この要因の根幹は人不足であろうと。人に限らず、物、金も含めて全てが東京、大都市圏の一極に集中しているというこの社会構造が根本的な原因だろうということはよく分かっているんですけれども、しかし、地方で田舎だからといって何も卑下する必要はないと思っておりますし、人は幸福に暮らすことができる、むしろ人間らしい生活がこの地方にはあるというふうに私は信じてやまないところであります。

そういった価値観が都市部の皆さんにも広まりつつあって、同じ価値観を持つ移住者、移住してくださる方々を迎え入れるための取組は非常に重要だろうというふうに思っておりますので、まず1点目、移住・定住促進のための取組はということでお伺いいたしました。

様々な取組を御紹介いただきましたけれども、ひとつ今の御答弁を伺って感じたこととして

は、非常に多岐にわたって事業展開されていますが、よそでやっていないかと言われたらそんなことはない。どこでもやっているといえばやっているよねということは否めないかなというふうに思いました。

その中で中心的役割を果たしているのは、恐らく移住・定住支援センターというふうに思います。令和7年度の当初予算では1,000万円、この後審議しますが、令和8年度の当初予算では1,110万円予算が計上されております。この費用対効果であったり、なかなか成果を数字で示せというのは難しいということは百も承知でお伺いしますが、委託してこの取組をさせていただいているわけですから、どういう取組が行われているのかももう少し具体的にお伺いしたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（菅原辰雄君） 企画課長。

○企画課長（宮川 舞君） それでは、移住支援センターの細かい取組ということですので、私のほうからお答えさせていただきます。

受託事業者の方は、今、3名体制でセンター窓口のほうを運営していただいております、開設日といたしましては、毎週火曜日から土曜日、開設をして御対応をいただいているということです。

業務の内容といたしましては、まずは情報の管理、支援業務ということで、移住希望者の方々に様々支援制度等々の最新の情報をお渡しする業務になります。

それから、2つ目としては調査業務といたしまして、移住希望者のニーズ調査であったり、それから移住者の移住後の調査、その後どのような暮らしをされているかだったりとかお困り事がないかというところのフォローアップもしていただいております。

それから、もう一つには情報発信業務がございます。これはホームページ等々、先ほど町長答弁にもございましたSNS等を活用しまして取組の情報発信をいただいているところです。

4つ目に、移住者受入環境の整備ということで、まさに先ほどお話のございました住環境、それから制度の情報を整理し御案内をするという役割を果たしていただいております。この移住受入環境の整備の業務の中には、地域とのつながりづくりの支援というのがございまして、こちらは非常に重要な役割を担っていただいているというふうに認識しております。

5つ目が、地域おこし協力隊のマネジメントフォローアップということで、地域おこし協力隊も移住の1つの入り口であるということで、総括的に移住支援センターのほうで業務を担っていただいております。

○議長（菅原辰雄君） 後藤伸太郎議員。

○8番（後藤伸太郎君） 様々多岐にわたる内容をお願いしているということが今の御答弁でよく分かりました。

先ほちょっと触れましたけれども、ほかの、南三陸町だけではないですね、移住者が欲しいなというか、ぜひ移住してくださいませんかという活動しているところは南三陸町以外にもたくさんあります。そういったところと比較して、我が町の移住・定住支援はここが売りですよというところがあればお伺いしたいなということと、これ直営ではない、直営でやらないことによるメリットもお示しいただけると助かるなと思いますが、今、所管している部分としてはどのようにお考えなのか、町長でも結構ですけれども、お答えいただければと思います。

○議長（菅原辰雄君） 千葉町長。

○町長（千葉 啓君） 移住・定住に関しましては、例えば、以前であればリタイアした高齢者の方が当初は多かったように記憶しているんですけども、リモート等も普及した現在は、30代、40代の子育て世帯が主流なのかなというふうな部分は、この間、ニュースか何かで聞いたんですけども、そういった意味で、町としてそういった子育て世帯に対する支援という部分に力を入れているというふうな部分もございますし、それが町の魅力につながればなというふうに思っているところもありますし、そもそも自然豊かな場所で、例えば、それに合わせて都市部への交通アクセスがいいというところというのが今人気だというふうな部分もございますので、そういった意味で、一番はやはり自然豊かな部分というのを今後ともPRしていければなというふうに思っているところでございます。

○議長（菅原辰雄君） 企画課長。

○企画課長（宮川 舞君） その支援制度面なんですけれども、議員おっしゃるように確かにもう全国各地で移住促進という取組を行っておりまして、やはりここに差をつけるとなりますと、やはり財源的な制限というのはどうしても出てくるのかなと思います。

そういった中で南三陸として選ばれる町になるという意味では、やはり支援策は非常に大切な入り口ですけれども、1つのきっかけなんだと思います。その上で、やはり移住ということになればその町に定住するわけですから、その後どう暮らすか、その後の生活がどう描けるかというのが非常に重要なんだと思います。

そういった観点で言いますと、やはりこの町が受皿となる地域の魅力がどれほど皆様に伝わるか、差別化を図る上でもそれが移住を希望する方々にどう伝わるか、どう発信できるかと

いうのは非常に大きいかなと考えております。

また、現在の受託事業者の方々をお願いをしているメリットといたしましては、やはりそもそものがコミュニティ形成やまちづくりに長けた事業者の方々であるということ、それから、南三陸での活動も数年になってきておりますので、移住者とだけではなくて地域コミュニティとの強い接点が構築されている、これは非常に大きなメリットではないかなと考えております。

それから、行政直営ではなくて民間事業者をお願いできることの最大のメリットは、やはり柔軟でスピード感のある運営だと思うんです。先ほど開設日お話しさせていただきましたけれども、やはり移住希望される方は、現在はお仕事をされている方が多いので、どうしてもこういった探す活動なんかは土曜日や日曜日になることがありますけれども、なかなかそういう直営だとそこに対応できなかったり、1つの事例ですけれども、そのようなこともあって、やはりこの民間への委託というのは有効に動いているかなという形に考えております。

○議長（菅原辰雄君） 後藤伸太郎議員。

○8番（後藤伸太郎君） ただいまの答弁を聞きまして疑問に思ったことが2点ありますので、1点ずつ伺いたいします。

まず1つ、取り組む中で重要なことの1つとして、移住した後は定住を考えていただきたい、フォローアップが重要だというような文脈があったかなというふうに思いました。であれば、受け入れる側の町民の皆さんと移住支援センターがより強く結びついて、要は移住センターが火曜から土曜日、役場庁舎1階マチドマ、入り口を入ってすぐ左手の小部屋があるんですけれども、何で私が宣伝しているのか分かりませんが、そこにあって活動していますよということを町民の皆さんにもう少しPRする必要があるんじゃないかなというふうに思いますが、その点はどうお考えでしょう。

○議長（菅原辰雄君） 企画課長。

○企画課長（宮川 舞君） そういった場所がありますよというPRについては、町側でも今後意を用いて取り組んでいきたいと思いますが、単にそういった機能がそこにあるというPRだけではなくって、ちょっと個人名までは言いませんけれども、今、センターでいらっしゃるスタッフの方たちが、ずっとセンターの中にいるのではなくって地域の行事に出ていたり、または地域の方と直接コミュニケーションを取ったり、そういったことをして、この方が何の仕事をしてこういった立場にいるというのをそれぞれの活動の中でお示しているのかなという部分もありますので、そこは今後も継続してやっていただきたいと考え

ております。

○議長（菅原辰雄君） 後藤伸太郎議員。

○8番（後藤伸太郎君） 非常に力強いお答えをいただいたかなというふうに思いました。

もう1点疑問に思ったというところなんですけれども、発信がやはり大切、きっかけづくりとして多くの町外の方々に南三陸町という名前自体が触れることは非常に重要だと思いますけれども、宮城県で運営しているみやぎ移住・交流ガイドというサイトがあるんですけれども、これ県内の35市町村が様々こういう取組をやっておりますよというのを一括して見れる非常にスマートで見やすいサイトがあって、私も最近知ったんですけれども、もうちょっと南三陸町の露出があってもいいのではというふうに思いました。情報発信が大切だという認識をお持ちであれば、こういったサイトに限らず、様々なインターネットを使っただけの情報発信にももう少し力が入ったほうがいいのではないかなと思いますが、その辺りはどのように課題感をお持ちでしょうか。

○議長（菅原辰雄君） 企画課長。

○企画課長（宮川 舞君） その部分は、私もこの立場になって様々拝見を、改めて見直しまして改善の余地はあるのではないかと考えております。そもそもの発信ツールの更新頻度であったりとか、それから、例えば、SNSでいえばフォロワー数、やはりこのパイを広げていくというところがスタートかと思しますので、それにつきましては、今後、令和8年度の事業協議、予算を御決定いただきましたその後に協議を進めてまいりたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 後藤伸太郎議員。

○8番（後藤伸太郎君） もう1点、予算が関係することだと思いますと移住支援金というものがあります。これも当初予算で計上されているんですけれども、令和7年度の金額でいうと、移住支援金をお渡しすることになるであろうと見込みで計上するわけですが、280万円通してあって、この3月議会に提出された補正予算では220万円減額されます。

中身を見ますと、移住元地が非常に限定されているのであんまり使いやすい補助金、支援金とはいえないというふうには思っておりますけれども、こういうものを活用できますよというPRの1つのツールにはなるんじゃないかなと思いますけれども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（菅原辰雄君） 企画課長。

○企画課長（宮川 舞君） 移住支援金のほうは非常に支給される額も大きいので、ひとつ移住される方にとっては大きな支援になるかなとは思っているんですけれども、先ほど議員おっしゃら

れたとおり、この支援金制度そのものが町独自のものではなく国・県からの補助金が入っております。その関係もありまして、国・県の要件というのが様々設定されてございます。

これは結構細かく設定されているんですけども、やはりこの制度自体が、先ほどやり取りの中にもありましたけれども、国の東京一極集中を改善していこうという取組の中で生まれたものでありまして、単なる引っ越しの補助ということではなくて、地域に根づいて働いて定住をする意思というのを確実に見極める、これが大前提となっています。

また、大変残念ながら、南三陸ではそういった事例はないんですけども、不適正利用の案件も全国的にはやはり発生しているようで、やはり要件を緩和して利用を拡大するという考え方もあると思うんですけども、現実的にそういったことも起きているので、そこは慎重に検討する必要があるかなあと考えております。

○議長（菅原辰雄君） 後藤伸太郎議員。

○8番（後藤伸太郎君） 困ったものです。活用したいなということはあるんですけども、活用してできなかったからといって、じゃあ移住・定住に力入っていないかといったら別にそんなことはないというふうには思っております。

1点目最後に、町長にもしお答えいただければお伺いしたいなと思っているんですが、先ほど御答弁の中で、移住してくる方々がどういったところを選ぶかというところの中に、交通アクセスがいいところが人気のようですというようなお答えがあったかと思います。

南三陸町は、都市圏、仙台市とかに対して交通アクセスが良好かと言われると、んんつと私は思うんですけども、やっぱりこの地域で生活するには自家用車がどうしても必要ななと思っております。住まいの確保も重要なんですけども、例えば、マイカーを、東京の人はあんまり車持っていませんから、車を購入したりとか車を利用する場合に何らかの支援があるとか、こういったあたりを考えるとほかの町ではなかなかないのかなというふうに思ったわけですが、言われてすぐやりますとかやりませんとも言われなと思いますけれども、1つの視点として考えていただきたいと思いたすけれども、どのように受け止めますか。

○議長（菅原辰雄君） 千葉町長。

○町長（千葉 啓君） おっしゃるとおり、この地域の特性を考えれば、今、後藤議員お話しされたようなそういったこの町独自の取組というのはあっているのかなあというふうに思っております。

先ほど担当課長からお話があったように、ただ、あんまりそういった制度目的を運用していくために要件を緩和していくと、やはり不適正利用のリスクは高まるのかなあ。短期間で

転出するケースというのを全国的に見受けられますので、そういった目的から外れた利用が増える可能性もあるというふうな部分もこちらで認識の上、検討してまいりたいというふうに思っています。

○議長（菅原辰雄君） 後藤伸太郎議員。

○8番（後藤伸太郎君） 私はあんまりそこまでのリスクは計算していなかったんです。さすが町長、そういった側面もあるよねということに配慮いただいたかなと思いました。私はてっきり車じゃなくてバイクだったら補助しますよとかそういうお話をいただけるかなと思いましたけれども、そういったお話ではなかったということで。

2点目にお伺い移っていきたいと思いますけれども、移住・定住を考えた場合にネックとなるのは、恐らく利便性、それから仕事、そして住まいだと思います。この住まいの確保というのは非常に重要だと思っているんですけれども、多様な受皿に対応するため様々な取組を行っておりますと、空き家バンクを促進していきますと、定住促進住宅もありますというようなお話が答弁の中でありました。1つ確認させていただきますが、定住促進住宅はこれ満室ですよ。

○議長（菅原辰雄君） 建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 現状では、まず戸数から申し上げますと、峰畑住宅が5戸、それから鏡石住宅が1戸ということで合計6戸ございますが、現状では1戸空きがございます、3月1日から募集をさせていただいているという状況です。

○議長（菅原辰雄君） 後藤伸太郎議員。

○8番（後藤伸太郎君） それはすみません、私が見落としておりました。

戸数自体は多くはないんですけれども、定住促進というような目的で用意しているところがありますが、非常に人気といいますか、6分の5は埋まっていると、最近空いたばかりということのようでありますので、今後もこれは非常に重要な施策の1つかなというふうに思います。

今、空き家に関していいますと、11件の登録があつてホームページで公開されておりますので、お値段といいますか取得にかかる金額等も全て公表されておまして非常に見やすくなっているかなというふうには思いますが、なかなか登録件数が上がってこないというところが悩みの1つなのかもしれないと思いつつ、11戸もあれば十分じゃないかという気持ちもあり、何で震災があつた町ですからほとんどの家屋が6割以上流されているわけですので、空き家があること自体が珍しいよねと、御の字だよねぐらいの気持ちだと思っているんですけ

れども。

ひとつ、以前、委員会で調査いたしまして高知県に視察に行った際に、中間管理制度という空き家のものがあって、これはいいなと思いまして、私、一般質問もやりました。いつだったかなと思って振り返ったら、平成30年の9月だったようです。制度の中身、細かくは説明いたしません、当時は、高知県の場合ですよ、国と県の補助があって空き家の改修費用が結構手厚く支援があるので、そのお金で空き家を改修して若い人も住みやすい、水回りとか改修して住みやすくなってというような三方よしの制度だったように記憶しているんですけども、一応宮城県は県の制度の補助がないので、国だけの国の補助だけだと町の持ち出しが大きいのでちょっと難しいですねという答弁をいただいたというふうに記憶しているんですが、ただ検討はしていただくというようなお話があったかと思います。その後どうなったか、もし検討している内容があればお伺いしたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（菅原辰雄君） 企画課長。

○企画課長（宮川 舞君） 議員おっしゃられるように、確かに現在も空き家再生等推進事業といたしまして国の補助はございます。ただ、町として、やはりどうしても個人の所有の空き家ということになりますので、それを行政が主体となって改修、改築を行うというところにはまだ計画は至っておりません。

○議長（菅原辰雄君） 後藤伸太郎議員。

○8番（後藤伸太郎君） 様々なところの制度を活用していこうということの姿勢を持っていたということとは非常に大切なことというふうに思っております。

空き家は、今は空き家バンクやっております。新築で建てるという場合にも新築の補助があります。ただ、なかなかハイペースで入居があると言われると、そんなこともないかなあと。金額的にも大きいですというにことなると、賃貸ということになる方が多いのかなと思いますが、最初にお伺いしますが、町内に民間で経営されているアパートといいますか、賃貸物件というのは様々あると思うんですけども、民間のことですから行政でどこまで把握しているかというのは限界があると思いますが、空きといいますか、どのような市場の状況なのか概況でつかんでおられましたらお伺いしたいと思いますが、今、町内はどういう状況なのでしょう。

○議長（菅原辰雄君） 企画課長。

○企画課長（宮川 舞君） 大変申し訳ございません。ちょっと民間の空き状況等までは、私のほうでは把握してございませんが、先ほどお話ししました移住支援センターのほうでは、常

に民間不動産関係の会社も含め空き状況等を把握してございますので、必要あれば後ほど確認して御回答したいと思います。

○議長（菅原辰雄君）　ここで昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午前11時58分　休憩

午後　1時10分　再開

○議長（菅原辰雄君）　休憩前に続き会議を続行いたします。

後藤伸太郎議員の一般質問を続行いたします。後藤伸太郎議員。

○8番（後藤伸太郎君）　どうも午前中に引き続きまして質疑を続けさせていただきたいなと思いますけれども、先ほど、午前中最後は民間のアパートはどのような状況ですかというようなお話をさせていただきました。

移住・定住支援センター、役場庁舎1階マチドマ、一番端っこの小部屋で火曜から土曜日まで窓口を設置していただいております。そこでは最新の情報をしっかりと把握していて、移住希望している方には最新情報を渡しているんだということが確認できましたので、それは私のほうから申し添えておきたいなというふうに思います。私は報告を受けただけなんすけれども。

そのことを聞いたのは、住まいの確保が大切ですよと。住まいというのはいろいろな形態があります。定住促進住宅もあります、空き家バンクもあります、新築で建てる方もいるし民間のアパートもあると。それ以外に公営住宅がありますよねというお話をしたいから、そこまでお話をさせていただいたわけなんですけれども。

先ほど御答弁の中では、今後、入居に関して柔軟な運用を図っていきますと、図っていくつもりはありますというようなお答えがあったと思います。これ具体的にといいますか詳細にといいますか、どういう状況なのか、どこを変えるのか、どのあたりが柔軟なのか御説明いただければと思うんですが、どのような状況でしょうか。

○議長（菅原辰雄君）　建設課長。

○建設課長（遠藤和美君）　公営住宅につきましても、移住者の方については、单身でも入居可ですよということでこれまでも運用をさせていただいておるところでございます。今、3か月に1回募集などをさせていただいておるんですが、いろいろこれまでも御意見いただいております申込みの期間ですとか、そういうものもいろいろ考えながら、今後は、定期募集と定期以外の期間の常時募集というようなものもちょっと今後検討してまいりたいというふ

うに考えております。

○議長（菅原辰雄君） 後藤伸太郎議員。

○8番（後藤伸太郎君） まさに常時募集ができませんかということを今から聞こうと思ったんですけども、やりますというお話なので聞くことなくなっちゃったんですけども。

状況をお話しさせていただければ、公営住宅の入居率、依然高いままだと思っているんですけども、90%前後。ただ、入居されている方は高齢化も進んでおりますし、何より今まで、震災前は皆さん大体自分の持家に住んでいらっしゃった方がほとんどで、共益費という、前回も取り上げたんですけども、お支払いいただいたことない方がほとんどで、家賃のほかに何で払う必要があるんだと、何だ共益費とはと。それは共用部分に係る経費を入居者で頭割りして世帯で割って分担するということなわけですから、入居率が上がれば当然1人当たり支払いは増えちゃう可能性がある。ですので、そういった値上げも考えなきゃいけないなあというような声がたくさん聞こえてきている。

一方で、やっぱり移住者、定住していただける方はどんどんウエルカムですよという町の施策があるのであれば、空いている公営住宅はどんどん入っていただいたらいいんじゃないですかと思ったら、3か月、定例議会のように年に4回しかその募集期間はないというお話だったので、機会均等にみたいな考え方はどこかにあるかと思えますけれども、相手方がいれば、もうどうぞどうぞと住んでいただくのがいいんじゃないかなというふうに思っております。

もう一つ、それは常時募集も今後考えていくということでもありますのでぜひ御検討いただきたいと思いますし、災害公営住宅にお住まいの自治会の皆さんがちょっと喜ぶんじゃないかなと思いますので、お伝えしておきたいなというふうに思いました。

もう一つ、ちょっと疑問に思っていることがあるのでお伺いしますが、退去される方がいます。もしくは空き室になりますと。そこから入居が可能ですよとするまでの期間が大分長いなというふうに思っているんですけども、中の内装工事等に1か月以上期間を要するようですけども、それは当たり前のことというか、普通そういうものなののでしょうか。何となくもうちょっと早く終わりそうな気がするんですけども、どのような現場の状況なのか伺いたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） どうしても中には大規模といいますか、かなり手を加えないと再入居ができない場合もございますので、1回にするのが長いのか短いのかという部分はなかなか

か難しい部分があるんですが、どうしてもそういう時間を要する部分があるというのは、これは現実でございます。

○議長（菅原辰雄君） 後藤伸太郎議員。

○8番（後藤伸太郎君） 分かりました。

その辺りは、私も前にも一般質問させていただいて、退去のときの要件も結構厳しいといひますか、畳は全部換えますと、ふすまも全部換えますと、コンセントとかエアコンは全部持ち帰ってください、元どおり戻してくださいと、そこまでやってはい退去ですということなのに、入居開始できるまでにはまたさらに工事が必要になるというのは、ちょっとその辺りが疑問は持ってしまうんですけども、この場では、要するに懸念点はありますよということにとどめておきたいなというふうに思っています。

もう一つの入居するに当たって申請というか入居したいですという届出をすると思うんですけども、私、小耳に挟んだんですけども、ピンポイントでこの場所ですということしか書けないんですか、今。一応そこを確認します。

○議長（菅原辰雄君） 建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 入居の申込書につきましては、現状、希望する住宅を書く欄は1つと。いわゆる第2希望と言われるものの記載欄はございません。

現実から申しますと、近頃入居を希望される方は、ピンポイントといひますか、ここがよいと、この団地のここがよいんですという方が割と多いと。じゃあ、どこか別なところどうですかと言うと、いやそこはということですので、それでじゃあ第2希望書いたから次のにすぐに行けるかという、そこはなかなか難しいのかなという感触を持っております。

○議長（菅原辰雄君） 後藤伸太郎議員。

○8番（後藤伸太郎君） 言葉遊びをする気はないですけども、割とここ以外だったら別に入る気ないです、第1希望オンリーでここだけで希望しますという方が割と多いということは、そうじゃない方も多少いるということなのかなと思うので、そしたら第2希望を書けるほうが入居の確率としては上がるんじゃないかなと単純に思っちゃうんですけども、何かうなずいていますから、そこはどうですか。もう一度お伺ひします。

○議長（菅原辰雄君） 建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 現状、当町の場合は、例えば、抽せんになって落選になった方については、すみません、次回ですという形になっていて、じゃあ空いているこちらどうですかという対応がちょっとできていないというのが現実です。

そういう部分も含めて、先ほど申しました常時募集というものがあれば、自分の希望したところじゃないけれども次のじゃあ空いているこちらに希望しますと、常時募集の場合は、基本的には先着順といいますか、空いているところに申し込んでいただいて入っていただくということになりますので、その辺りのほかも含めて、先ほど申したような対応を検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（菅原辰雄君） 後藤伸太郎議員。

○8番（後藤伸太郎君） 公営住宅建ってからしばらくもうたっていますので、その間に社会情勢もいろいろ変化してきて、それに対して入居のやり方も改めて検討を加えるということですので、私のといいますか今回希望する質問の意図としては、できるだけ多くの方に、せっかく移住していききたいという方に対して、住まいがないので用意できないので残念ですけどもほかの町行ってくださいというのは非常に残念だなと思いますから、その機会を増やす検討を今されているということですので、期待したいなというふうに思いました。

では、3点目に移っていききたいと思います。

南三陸町はこんなに元気ですよと、盛り上がっていますよということを示す場として、地域のにぎわいの核となるものが商店街だというふうに思っております。また、先ほど移住に対してのネックは3つあるんじゃないかなというふうに申しましたが、そのうちの1つ、移住者の生活利便性を満足させる、充足させるための施設、場所でもあるのかなというふうに思います。現状と課題はということでお伺いしましたが、やはり高齢化であるとか空室、空き店舗も見受けられるようになってきたということでありました。

60万人が訪れているというさんさん商店街に関してお伺いいたしますが、今までは復興のトッランナーとして走り続けていただいたというような側面が非常に大きいかなというふうに思いますが、町長、新しい所信表明のときも今度の施政方針の中でも、次のステージへということだと、町が新しいステージに突入していくという思いがおありのようです。商店街もまさにそのような状況かなと思いますが、どのように盛り上げていくおつもりかお考えを伺いたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 千葉町長。

○町長（千葉 啓君） 復興の次のステージ、新しいまちづくりというふうなことでお話をさせていただきました。正直、さんさん商店街につきましては、運営主体がまちづくり未来というふうなところもあるんですけども、ある意味そこは成功事例というふうなところで捉えております。

私が所信表明でお話ししたかったのは、南三陸町の均衡ある発展というふうな部分で、ハマーレ歌津が苦戦しているというふうな部分をどのようにして発展させて地域活性化をしていくかというふうな部分での取組について、一端を述べさせていただいたということです。

○議長（菅原辰雄君） 後藤伸太郎議員。

○8番（後藤伸太郎君） 歌津のハマーレ歌津商店街ですけれども、オープンしてから9年がたとうとしているということですか。空いているスペースもあるということであれば、有効利用を運営主体がまちづくり未来というお話ありましたので、町と一緒に、もちろん商店営んでいる方々もそうですし、地域の皆さんと一緒に考えていくということが必要なんだろうなというふうに思います。

町長は繰り返し何度かお話しされていますが、地域のにぎわいの拠点として、今もまさにその均衡ある発展というお話の中で新しい施設を建設する予定であるというふうにお話をされております。今日午前中、まさにその質疑があつて、私もどういう内容になるのか、議論になるのかなと思って関心を持って聞いておりましたけれども、これから検討を始める、あまり予断を持たずに地域の方々と膝を交えてゼロからというか一からというか話を始めていくということのようでありましたが、それはすごくその姿勢を尊重するものでありますし何も反対する気はないんですけれども、だから、私は今この場でこう思いますよ、ああ思いますよというのも含めようかなとも思ったんですが、でもあえて言う必要があると思いますので言及させていただきます。

現在の歌津地区のにぎわいをまさに形成しているハマーレ歌津商店街には、空室、空き店舗があります。かもめ館もありますが、そこは集客施設として機能しているかと言われると、そうはなっていないのではないかなと。新しい箱物を建てるということに関しては、財源も含めて私は大きなリスクがあると思います。その点について、町長どのようにお考えなんでしょう。

○議長（菅原辰雄君） 千葉町長。

○町長（千葉 啓君） おっしゃるとおり、私も箱物というふうな表現が適切かどうかはちょっとあれなんですけれども、いわゆる箱物行政というと、税金を潤沢に使って利用されない公共施設を造ると、地方自治を皮肉った言い方が箱物行政というふうに言われるものなんですけれども、そういったことではなくて、発端はハマーレ歌津が苦戦している状況があると。ただ、一方で歌津地区にはギョリュウというふうな地域の宝がありますよと。その中で意欲的に発掘を含めて観光の交流を進めている団体がありますと。

そういった中で、歌津地域の活性化という課題をどう解決し化していくかというふうなことを考えたときに、ハマーレのできるだけ近くに地域の誇りであるウタツギョリュウの周知も含めた交流人口拡大の施設があったほうがいいのではないかなというふうなところが出発点でございます。

なかなか高齢化もあるし苦戦している、もしかするとこれからさんさん商店街もどうなるかわからないというふうな状況の中で、南三陸町全体として今後の交流というふうな部分を考えた際に、そういった施設というのは、確かに議員おっしゃるとおりリスクはあるんですけども、ここは地域の皆さんのお声を聞いて、それで私自身として選挙公約にしようというふうに決めたことでございますので、そこは頑張ってやっていくというふうなところでございます。

○議長（菅原辰雄君） 後藤伸太郎議員。

○8番（後藤伸太郎君） 所信表明のときでしたか、拝聴いたしまして、守りの姿勢が随分見えますねというようなお話をさせていただいたような気がいたします。リスクを取ってでもチャレンジするというのは、まさに攻めの姿勢であると。それはそういう気持ちは私はすごい尊重したいなというふうに思っております。観念的な話になってもしょうがないんですけども。土地の声を聞く、地元の町民の声に耳を傾けるということを、まさにこれから丁寧にやっていこうというような意思の表れなのかなというふうに思いました。

私がリスクと呼んだものは、主にお金の話です、財源の話。もう一つは、箱物という言葉はあまりお好きじゃないようですね。お好きじゃないって好きな人はあんまりないと思うんですけども、私もちょっと不用意に使ってしまったなと思いましたので反省しておりますが、新しい拠点をつくり、新施設を整備するということは、そこを誰がどのように運営していくかというビジョンを明確に持って、ターゲットを決めて、こういう方々にぜひこの施設を利用させていただきたい、来町していただきたい、そして、それが歌津、南三陸、志津川も含めて町全体の発展につながっていくんだということを、地元の方々と手を取り合って実現することのために汗をかく覚悟があるのだという町長の御意見なんだろうなあというふうに思いました。

ですので、施設を造る、造らないというところに私は矮小化して話の論点を集約しようとしたんですが、そうではないのだというお気持ちのようですので、それは私のほうからおわびを申し上げたいなというふうに思います。

ただ、今申し上げたように、新しい新拠点はどのような方向性のものなのか、そして誰が運営

するのか、その結果、どういう人たちが来て、できれば経済的な採算性も含めて計画が見えると皆さんに喜ばれる施設になるんだろうと思いますので、それを今後造っていくというところですけれども、町長のお気持ちをもう一度それを踏まえてお伺いしたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（菅原辰雄君） 千葉町長。

○町長（千葉 啓君） 今後、合意形成を図っていくというふうなお話はさせていただいたところでございます。関係者を含めた町民皆さんが一堂に会す、またはそういった小さなワークショップ的なことから始まりでも結構なんですけれども、そういった小さな合意の積み重ねをもって、結果的に地域が望む、地域の方々が活躍できる、そういった交流施設になればいいなというふうなところでございます。

結果的に、交流人口、そういった部分の拡大につながればいいと思っておりますし、ひいては、そういった部分の雇用につながるような施設というふうな部分も併せて、皆さんと対話しながら一から造っていければなというふうに考えているところでございます。

○議長（菅原辰雄君） 後藤伸太郎議員。

○8番（後藤伸太郎君） 今から議論を始めるということですから、十分な準備が大切だと思いますし、それはできると思うんです。可能だと思いますので進めていただければなと思いますし、あらゆる可能性を排除せずに、いろいろなオプションがあると思いますから検討していただければなというふうに思いました。

それでは、4点目に移りたいと思います。

4点目はほぼ満額回答いただいたような形だったと思っているので、あまりこれ以上聞くこともないかなという気もしているんですが、疑問も、そもそもこの質問を上げようと、項目テーマに設定しようとしたそもそものきっかけは、ひころの里の所管している部署が農林水産課であるというところから、あれっと思ったところがきっかけです。そもそも何で農林水産課の所管になっているのでしょうか。

○議長（菅原辰雄君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） 当課が所管となっている理由ということでございますけれども、こちらにつきましては、整備した平成5年度、目的の1つに農村振興ということも掲げて、その上で手段として農業構造改善事業を活用したということがその理由ということになります。

○議長（菅原辰雄君） 後藤伸太郎議員。

○ 8 番（後藤伸太郎君） 表現が適切かどうか分かりませんが、施設整備に投入した事業が農林水産部門だったということなんでしょうか。分かりました。

先ほど、町長にも教育長にもお答えをいただきましたけれども、私が今から言おうとしたことを先にほぼ全部言われちゃったので繰り返しになっちゃうかなとも思っているんですけども、既に学校、児童生徒さんも授業の中でも使っているし、そもそもあそこにあるんですからふだんから慣れ親しんでいるもの、さらには教育旅行等とかあとは生涯学習でも活用されているし、教育資源の 1 つであるという教育長のお言葉もありました。地域でお祭り、伝統芸能を含めて伝統文化の継承もあのか場を活用して毎年世代を超えて行われている、そういう意義がある建物だというお話でした。

そこまで聞いたら、念のため申し上げておきますが、農林水産課が所管していることに不満があるわけではありません。教育財産なんだから教育委員会で所管すべきものではないという単純な疑問であります。

地元の子供たち、それから先ほどもありました教育旅行含めて来町していただく方々に歴史とか文化を伝えるものであるし、そもそも松笠屋敷もかやぶき屋根があって、入り口開ければ土間があって、いろりがあって、ほかにはないものがあそこにあるわけです。それを見て、ああ昔はこういう生活をしていたんだなと学ぶ施設なわけですから、教育旅行の受入れにしてもそうですし、また産業の歴史というお話もありました。養蚕文化も、でも今現在の話かと言われるとそうではない。今は昔の話でありまして、ただ、そこには地域の歴史、誇り、または偉人について知るような学ぶという意味合いが強い場所でありますから、どちらかというと農林水産課は、今もしくは未来の農林水産業の一次産業をどう構築していくかというための仕事をしている部署でありますから、教育分野での活用のほうが私は望ましいのかなと思いますけれども、この辺り、町長並びに教育長は、先ほど御答弁はいただきましたが、私は所管が変わるほうがしっくりくるんですけども、どのようにお感じでしょうか。

○議長（菅原辰雄君） 千葉町長。

○町長（千葉 啓君） 答弁でもお話ししましたが、一義的に出発点も含めて農林水産課ということで出発をしております。

ただ、現在、その設置目的につきましては、生涯学習活動の推進による住民福祉の向上ということもございますので、今後、地域の方々の御意見も踏まえながら、在り方、管理も含めて検討してまいりたいというふうに思っています。

○議長（菅原辰雄君） 小松教育長。

○教育長（小松祐治君） では、先ほども申し上げたとおり、本町の歴史や文化、産業等を体験的に学ぶことができる貴重な教育資源の1つであることは改めて申し上げます。その上で、今後、文化財の価値であったりそのようなことを町民や地域へ伝えられるようにしていくことも、教育委員会として必要なことだと認識しております。

今、町長の答弁にもありましたけれども、より最適な管理方法については、庁舎内の関係部署でしっかりと協議を重ねてまいりたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 後藤伸太郎議員。

○8番（後藤伸太郎君） 一般質問は、言うだけで終わりではなくて、こうしたらいいのにということを実現することが目的の1つだと思っているので、今、私の質問者意図は十分伝わったかなというふうに思いましたので、これ以上この点に関しては申し上げる必要はないというふうに思いました。地元のやっぱり入谷地区の皆さんの声をぜひ聞いていただいて、進めていただければなというふうに思います。

今回、地域振興というテーマで質問させていただきましたけれども、そもそもお話をさせていただくと、地域振興は役場で行政で全部やらなければいけないというものではそもそもないと思っているんです。今回は移住支援、それから住環境整備、商店街、そしてひころの里という4点について質問させていただきました。この4つに共通して重要なもの、こと、町長、何だと思いますか。そうです、人です。

私が知り合った移住者の多くの方は、大体この町の人に強く引きつけられて移住してきておられます。住まいにいたしましても、定住を考えれば公営住宅、それから高台団地の皆さん等、そこに住む人たちとの交流は欠かすことができないものであります。キラキラ井、オクトパス君、何か目的の品物はあったとしても、リピーターの方の多くがこの町の商店街に繰り返し訪れるのは、商店街の人に会いに来るからであります。

そして、山内甚之丞様はじめとする先人たちの生き方、そして繭のように紡いできた歴史に触れるひころの里。人こそがこの町の魅力であり財産であり、地域振興の要だろうというふうに思っております。

だからこそ、先ほど申し上げた新施設に関しましては、誰が、どんな人がどう活用するのかということがはっきり見えている必要があるだろうと私は思っております。そこはもう一度だけ付け加えさせていただきたいと思いますが、この南三陸の人をさらに輝かせていくために、町長はじめ職員の皆さん自身がきらきらと輝く笑顔で仕事をしていただきたいなあとというふうに私は切に願っているところであります。

地域振興という大きな仕事に、町長はどんな思いでこの後向き合っていくのか、その所感をお伺いいたしまして私の一般質問を終わりといたします。

○議長（菅原辰雄君） 千葉町長。

○町長（千葉 啓君） 冒頭、後藤議員のほうから、今回の御質問の最大のテーマは人口減少というふうなことでのお話があって、そもそも人口に関しては、人間らしい暮らしというふうな部分をターゲットとすると、増やすとか減るというふうなことではなくて、まさに今お話しされたように人の魅力というふうな部分を考えれば、入谷地区のような農村地帯、私も後藤議員も都会に住んでいた経験がある者からすると、私も実は入谷地区、非常に親しみやすく好きな場所だというふうに考えているところです。ただ一方で、行政運営というふうな部分を考えた場合に、この人口減少というのは看過できない問題であるというふうに思っております。

ただ、日本全体の人口が減っている中で、この南三陸町だけ人口が増えるというふうなことは現実的ではないというふうに考えておりますけれども、ただ、人口減少のスピードを幾らかでも遅くするというふうな取組というのは、第3次総合計画にあるような部分を町として職員として一生懸命やることによって、そのスピードを幾らかでも遅くできるのかなというふうには考えておりますので、その点も含めまして、総合計画にのっとった事業を一生懸命頑張っていきたいというふうに思っているところでございます。（「終わります」の声あり）

○議長（菅原辰雄君） 以上で後藤伸太郎議員の一般質問を終わります。

日程第3 報告第13号 南三陸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について

○議長（菅原辰雄君） 日程第3、報告第13号南三陸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。千葉町長。

○町長（千葉 啓君） ただいま上程されました報告第13号南三陸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告についてを御説明申し上げます。

本案は、令和５年６月９日付で公布され、令和６年６月７日付で施行された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律に対応すべく、本年２月１７日、地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分を行った南三陸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について、同条第２項の規定により議会に報告するものであります。

細部につきましては担当課長から御説明を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明を求めます。企画課長。

○企画課長（宮川 舞君） それでは、私のほうから細部について御説明させていただきます。

今回の改正は、南三陸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告についての改正となります。

議案書は１ページから３ページ、説明については議案関係参考資料に沿って御説明をさせていただきますので、議案関係参考資料の５ページを御参照ください。

本条例は、国の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、改正が必要になったものです。

主な改正の内容といたしましては、新旧対照表の下線部分となりますが、これまで引用していた「番号法別表第１」と「番号法別表第２」が「番号法別表」に改正されたことに伴いまして、当該条例を引用する箇所と、これに伴い中段の下線部の２か所を削る改正をしたものでございます。

今回の改正内容は、国の法改正に合わせた整理でありまして、現行の行政手続等に変更が生じるなどの影響はございません。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって報告第１３号の件を終わります。

日程第４ 議案第４７号 南三陸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（菅原辰雄君） 日程第４、議案第47号南三陸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。千葉町長。

○町長（千葉 啓君） ただいま上程されました議案第47号南三陸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

本案は、管理職の範囲の見直しを行い、職責と処遇の適正化及び柔軟な人事配置の実現による組織の安定化を図ることを目的に、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（岩淵武久君） それでは、議案第47号南三陸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

議案書は４ページ並びに５ページとなっております。

まず、本件の提案理由につきましては、議案書のほうにも記載のとおり、行政課題が複雑化します中におきまして、その一方、限られた人員により事務事業を遂行していく上で、職員の職、その格付を含め柔軟な運用を図り、結果といたしまして組織の安定化に資するべく、いわゆる給与条例において定める職員の級別の職務を見直すといったものでございます。

具体の説明につきましては新旧対照表を用い行わせていただきますので、議案関係参考資料の６ページ及び７ページを御覧願います。

今般の改正におきましては、級別職務分類表を定める別表第３のうち、行政職に係るアの表について、その全部を改める手法を用いてございますが、改正の趣旨に照らし実際に見直す点につきましては、５級、６級及び７級の職務でございます。

なお、２級の職務に関しましては、いわゆる文言の整理としての改正を行うものでございます。

それでは、改めまして５級から７級までの改正の具体について申し上げます。

そもその部分について、初めに端的に申し上げますと、いわゆる所属長としての職務を命ずる級に関し、これまで６級及び７級の２段階としてきましたところ、５級から７級の３段階とするものでございます。

これまで、いわゆる所属長につきましては、６級を課長等、７級に総務課長等とする一方、行政組織規則等に定める出先機関の長につきましては、６級とする職あるいは５級とする職、

これらが混在する状況にあったところでございます。

その結果、各施設等において、ある程度の職員を抱えながらも管理職としての服務上の管理、例えば、時間外勤務の命令や年次有給休暇の承認手続きができないといった課題が実情として存在してまいりました。当然に、これまでの取扱いもその時々、年度年度の職員配置等を踏まえ行われていたものではございますが、いわゆる勤怠管理といった面においては、より迅速で効果的、効率的な運用に課題が残されていたところでございます。

そのような課題も踏まえまして、今般、特に５級の職に柔軟性を持たせ、従来は、結果として施設の長でありながらも課長補佐相当職の権限にとどまっていた出先機関の長について、実務に即した責任と権限の根拠化を図り、これまで以上に効果的、効率的な事務事業の執行を目指すといったものでございます。

なお、この見直しによりまして、改正案において５級に２として示すいわゆる５級補佐につきましては、設定する職務の内容はこれまでと変わらない一方、より厳格な運用を図っていく必要があると考えてございます。

今般の見直しに加え、令和７年の人事院勧告におきましては、これまで存在いたしておりました級別資格基準の撤廃も示されており、令和８年度からの適用が予定されております。

議員皆様も御承知のとおり、これまでの在級１年の原則といったことに応じた本町における心得といった発令も解消でき、責任の度合いに応じた待遇といった面で必要な是正ができるものと考えてございます。

なお、本件条例につきましては、令和８年４月１日からの施行としており、条例の公布後におきましては、必要な人事異動の際、随時必要な適用を図ってまいりたいと考えております。

以上、議案第４７号の細部説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。及川幸子議員。

○９番（及川幸子君） １点お伺いします。

ただいまの説明ですと、出先の長の５級、６級を６級に改めたということなんですけれども、それでも５級１、２、出先機関の長の職務とあります。それから６級の２には困難な業務を行う出先機関の長の職務とあるんですけれども、これ我が町に合わせますと出先機関があるわけなんですけれども、それはどのような、この５級の１、６級の２に合わせるとどの出先なのか、この辺お伺いします。

○議長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（岩淵武久君） 現状の事務事業の取扱い状況に即した内容でお答えをさせていただきます。

議員御指摘いただきました改正案といたしますれば、5級と6級にそれぞれ存在する出先機関の長の具体といったことかと思えます。先ほど申し上げましたとおり、出先機関そのものにつきましては、町長の事務部局であれば行政組織規則において定めさせていただいてございます。

一方で、6級に数字の2として困難な業務を行う出先機関の長の職務と今回改めて設定をさせていただいておる点が特に御質問の趣旨と思えますけれども、例えば、今現在ですと、町民税務課長が兼務をいたしております総合支所長という職がございますけれども、そちらを単独して設置したとする場合に、やはり総合支所長、これまでも続けて議会等の対応もさせていただいてございますし、住民の皆様の住民基本台帳等に限らず、産業振興といった面でも歌津地区、可能な限り総合支所で事務が手続できるというように配慮等するといった責任も担ってございますので、一例ではございますが、例えば、歌津総合支所長については6級に格付すべき出先機関の長であろうと現段階では考えてございます。

○議長（菅原辰雄君） 及川幸子議員。

○9番（及川幸子君） やはり支所といっても直接住民との対話のところでもありますので、ただいまは兼務という形でやっているんですけれども、かなりのハードといえますか、そういう重責だと思われますので、今後においても、そういう二股かけるというようなことは大変です。やはりそこは支所は支所長として置くべきでないかなあというふうなことを考えますので、それらが今後の異動となる場合は十分配慮していただきたいと思えます。

終わります。

○議長（菅原辰雄君） 今野雄紀議員。

○10番（今野雄紀君） 何点か伺いたいと思えます。

普通だと影響額と聞くんですけれども、今回人事ということで、そこで伺いたいのは、先ほどの説明ですと来年度の4月からということで適用ということだったんですけれども、そこで、まだ人事発表する前なんですけれども、こういったことを提案するということは、それなりの該当するかもしれない人数というのがあると思うんですが、その辺、もしお答えできるようでしたら1人だとか2人だとかそういったことでお答えできればと思います。

あともう1点、こういった給料という改正ということで、これ関連になるかもしれないんですけれども、1点だけ伺いたいと思えます。それは、こういったことは人事院の基準という

ことでやっているんですけれども、私、突拍子もないかもしれないんですけれども、自治体
というか公務員の制度の中で、給料を年俸制みたいな形にやればいいのか、それとも法の
縛りがあってできないのか、その辺もし、突然なんですけれども、お分かりでしたら伺いた
いと思います。

○議長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（岩淵武久君） まず、1点目でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり
条例の施行期日は本年の4月1日とさせていただいておりますので、可決等をいただいた
後に交付といった手続を経まして、それを根拠に今後の人事異動等に反映させていただく、
人事配置等に反映させていただくということになります。

その上で人数ということなんですが、それは今現在6級職で先ほど申し上げましたように兼
務している職もございますし、御承知のとおり、いわゆる4月、春には定例的な人事異動等
といったものもございますので、今の段階で直接に影響を受ける方々が何名かということをお
答えするのはなかなか困難でございます。

先ほど及川議員のお話にもございましたとおり、兼務を解消するか独立させるかといったも
のもこれから人事配置等で示しをさせていただくことですので、前提としてその点を御理解
いただきたいと思います。

なお、御参考までにといった点で、出先機関あるいは教育委員会における教育施設といった
ことで区分をさせていただいた上で、組織の数といった点について申し上げます、町長の事
務部局に属する出先機関でございますと、行政組織規則に定めます7施設が該当するものと
考えてございます。

他方、教育委員会所管の施設となりますれば6施設であるということで整理を、教育施設は
6施設程度と、学校を除きますので、そういった形で整理をさせていただいておりますので、
1点目はそういった形で御理解をいただきたいと思います。

また、関連といたしまして、我々地方公務員全体を含めた年俸制の導入の可否是非といった
点でよろしかったと思うんですけれども、制度そのものについて考えれば、我々は地方公務
員法を全て基に、業務は地方自治法ですけれども、我々の待遇等といったものについては全
て地方公務員法に基づくものとなっておりまして、直接的に、地方公共団体の職員について
年俸を採用するといったことを直接に禁止する規定は、地方公務員法上は存在いたしません。

これまでの事例として、私の記憶で申し訳ございませんけれども、震災後の二千十二、三年
ぐらいに、他県の1つの市で特定の職について年俸制を導入するといった試みがあったとい

ったことは記憶しているところです。ただ、仕組みといたしましては、そちらの市で採用した仕組みというのは、部長相当職の部分に、名称はたしか理事だったと思いますけれども、そういった職を改めて設定をして当該特別の職に対しての年俸制ということでしたので、それ以外の我々のようなといいますか、一般的な従来どちらの市町村にもある事務職に対する年俸制といったものではなかったと思っております。現在、その市のほうで年俸制が引き続き一部適用されているかどうかというのは知り得るすべがないんですけれども、過去の実例としますれば、そういった実例も存在するといったことでございます。

ただ、現実的に、それではいつか本庁において運用できるかといった点について触れさせていただければ、議員御承知のとおり、先ほど申しましたように我々の待遇、給与といった部分は地方公務員法に基づいてございまして、地方公務員法の24条の3項という規定がございまして、我々職員の給与につきましては、設計費のほか、国や他の地方公共団体の職員の給与、その他の事情、実情を考慮して定めなさいといったルールがございまして、それに合わせまして、同じく24条の5項には、いわゆる給与条例主義といったものがございまして、我々が受け取る給与については、全て条例に基づかなければ支給できないといった規定もございまして。

そういった現実の法令等に照らしましても、現段階で年俸制といったものが地方公共団体の給与体系として採用できるかという、極めて困難であろうという考えを持たせていただいております。

○議長（菅原辰雄君） 今野雄紀議員。

○10番（今野雄紀君） 1件目は分かったんですけれども、人事異動が終わった後でその人数が分かるということで、そこは分かりました。

2件目関連でお聞きしたんですけれども、年俸制については詳しい説明があったので分かりました。

私自身も、現在、非正規の方とかも庁舎内にいっぱいいて、今、格差社会等が広がっている関係で、将来的なんですけれども、そういったことも進むんじゃないかなという思いがしてお聞きしました。例えば、町が町でなくなったり県が県でなくなったりした場合においては、そういったことも、私自身、勝手な思いなんですけれども、そういった思いがあったのでお聞きしました。

これ以上聞くんだったらもっと上の光るバッジをつけてからその場で聞けと言われそうなので、終わりにします。

○議長（菅原辰雄君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第47号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅原辰雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。再開は2時20分といたします。

午後2時00分 休憩

午後2時20分 再開

○議長（菅原辰雄君） 休憩前に続き会議を開きます。

日程第5 議案第48号 南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（菅原辰雄君） 日程第5、議案第48号南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。千葉町長。

○町長（千葉 啓君） ただいま上程されました議案第48号南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に対応するべく、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長兼歌津総合支所長（芳賀洋子君） それでは、細部説明を行います。

改正条例本文は議案書7ページ、8ページ、議案関係参考資料は8ページから20ページとなっております。

議案関係参考資料により御説明させていただきます。資料の8ページをお開き願います。

今回の一部改正条例につきましては、令和8年度から創設される子ども・子育て支援金制度に対応するため、所要の改正を行うものでございます。

子ども・子育て支援金制度は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行により、全ての世代や企業の方々から支援金を拠出いただき、子育て世代に対する支援の拡充を通じて子供や子育て世帯を社会全体で応援する仕組みであり、医療保険の保険料と合わせて令和8年度から拠出いただくこととされたところでございます。

令和8年度からの国民健康保険税の算定において、これまでの基礎課税額医療分、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額に、新たに子ども・子育て支援納付金課税額を加えて保険税を賦課し徴収することになります。

資料中ほどの3、条例改正の概要を御覧ください。

子ども・子育て支援納付金課税額は、基礎課税額などと同様に所得割、均等割、平等割の3方式により算定することになります。その税率等については、参考欄に記載の宮城県から示されました当町の令和8年度標準保険料率を基に検討しまして、所得割税率は0.3%、均等割額は1,000円、18歳以上均等割額は100円、平等割額は800円と設定するものでございます。

なお、本案につきましては、南三陸町国民健康保険運営協議会に諮問をし、国の基準に沿った改正内容であり妥当であるとの承認、答申を得まして提案をさせていただいているところでございます。

条例の施行につきましては、令和8年4月1日から施行し、令和8年度分の国民健康保険税から適用するものでございます。

資料9ページから20ページは新旧対照表でございますので、御確認いただければと思います。

また、子ども・子育て支援納付金課税額においても、現行制度と同様に軽減措置の適用や課税限度額の設定、さらには子ども・子育て支援金制度の趣旨を鑑み、子供がいる世帯の負担が増えないようにするため、18歳未満の被保険者の均等割額については全額を減額することで、18歳未満被保険者の負担を求めないことの措置が講じられることになっていますが、減額の基準等について定める政令については、今後、年度内の公布予定とされておりますことから、政令改正に伴う課税限度額及び減額に係る規定につきましては、当該政令公布後に条例の改正を進める予定としております。

以上、細部説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。伊藤俊議員。

○2番（伊藤 俊君） では、私から、ちょっと新しい制度ですので課題等についてどの程度整理されているかお聞きしたいと思います。

国の政策であるので、条例改正は特にこのままで必要性があることを理解した上でお聞きするんですけれども、新しい制度であるがゆえに、まだまだ認知度であったりですとか理解度は高くはないんじゃないかというふうにちょっと推察しております。

実際、国の政策なんです、窓口は地方自治体になっていることから、どう課題に対して対応していくのかという部分で、1つ目が、どうしても実務負担は減るのではなくて増えるというふうに考えるんですけれども、負担の増というのはあるんでしょうかという部分と、もしあるとすれば、それに対してどう対応するのか。考えられるのはシステム改修のコストであったりですとか、例えば、問合せの対応の増加であったりとかというふうなものは想定されます。

あともう一つは、これは一般的な声だというふうに取っていただければと思うんですが、独身税で取られるんですかという声が一般的にやっぱり広く聞かれる声でありまして、そこをやっぱりきちんと我々納税者側も理解して納税しないと、やっぱりこれ行政不信にまでは一気にには行かないと思うんですが、そういう小さな積み重ねを防ぐためにもしっかりと、どうしても説明責任が曖昧なのでそこをどう整理していくのかなとお聞きしたいと思います。

あと、これ特徴として低所得者のほうが負担増に感じるのではないかなというふうにちょっと考えるんですが、その点もどう考えているのかお聞かせください。

○議長（菅原辰雄君） 町民税務課長。

○町民税務課長兼歌津総合支所長（芳賀洋子君） まず、1点目の実務負担とシステム改修のお話でしたけれども、システム改修につきましては、国の補助で行えていますので町の負担はない状況になっております。

あとは実務的な負担につきましても、現行の制度にその部分が1項目加わるというところになっておりますので、大きな負担にはならないと思っております。

それから、国保ならず医療保険制度全部といいますか、そういう国の施策で始まることですので、その辺の部分であってもまだ内容について十分な御理解をされていない方も多いと思いますので、そこにつきましては国保被保険者に対して説明を丁寧に行っていかなければならないなということを思っております。

それから、いわゆる独身税と言われているというところなんですけれども、そこにつきましては、この制度の趣旨が社会全体で子育て世帯をみんなで応援しましょうねというところで

すので、そこは御理解をいただくしかないというふうに思っております。中には負担が増えるだけというふうな捉え方も見えなくもないのかなと思いますけれども、そこについては、少子高齢化の時代にあって、こういう子ども・子育て支援の拡充がもう既に始まっておりますので、その財源ということで皆さんに応援してもらおうということになるんだと思います。

それから、後段で説明させていただいたんですけれども、軽減措置が講じられるので、その分については大きな金額が増えるというところまでには行かないのかなというふうに思っております。

○議長（菅原辰雄君） 伊藤俊議員。

○2番（伊藤 俊君） 説明は分かりました。

その上で、今後、また政令の出方によってはまた再度条例改正もあると思うので、またその推移も見守っていきたいと思うんですが、やっぱり分かりづらさというのはどうしてもついて回るのかなというのはあるのではないかなというふうに思います。こども家庭庁のQ&A見ても、1回読んでもこれなかなか理解するのが難しいので、その辺をどう説明していくか、ぜひ町としても町民の皆様に分かりやすい形で説明いただきたいと思います。

それで、説明資料とかは何か独自に準備されるんですか。それとも、国のを引用してそのまま説明をされるのかという部分は再度お聞きしたいところと、あとはこれはまた後々の話になるかもしれませんが、今聞いておきます。要は、収納とか滞納対策の事前検討はされていますでしょうかというところです。分納とか相談体制の強化がよりちょっと整理されるのか、そこを最後お聞きしたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 町民税務課長。

○町民税務課長兼歌津総合支所長（芳賀洋子君） 毎年4月に、仮算定ということで1期目の納税通知を出させていただいて、実際に子ども・子育て支援金の賦課については、本算定と呼ばれる7月に、その分が加わった形で国保世帯の被保険者の皆様に送らせていただくことになりますので、その際に毎年制度を書いたチラシを同封しておりますので、そこに盛り込むような計画にしておるところでございます。

それから、その子ども・子育て支援納付金の分が国保税に加わるということで、未納の対策ということの話なんですけれども、税は、基本的には一括での納付、いわゆる期別の納付ということの基本にしておりますので、分納というところについては分納ありきではないんですけれども、何らかの御事情があってもなかなか納められないという方については、納税相談というのは常に行っておりますので、この子ども・子育て支援金加わるからとい

って何かが変わるかということではなくて、従来の相談体制を強化しながら公平な徴収につなげていきたいというふうに思っております。それで、なので納税者の皆さんにはどうしても納付が難しいといったときには、そのままにしないで早めに御相談に来ていただきたいというところでございます。

○議長（菅原辰雄君） ほかに。及川幸子議員。

○9番（及川幸子君） 新しい制度で、私も2点ほどお伺いします。

所得割、均等割、18歳以上均等割、平等割、これ単純に合わせると1,900円、それに所得割が入るわけですがけれども、これを一括して国保税にプラスして7月の本算定で出しますということ、今の説明を聞いてそう解釈したんですけれども、それで、その納付書の出し方なんですけれども、この国保税に上乘せになってくるわけですがけれども、この子ども・子育て支援納付金はどのように表記になってくるのか。一括して今までどおりの保険税に金額だけ加算されてくるのか、それが1点。

それから、議案書の8ページに、特定世帯400円、特定継続世帯600円、それから特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯800円とこれありますけれども、特定世帯と特定継続世帯とはどういう意味なのか、区分なのか、その辺もお伺いします。

○議長（菅原辰雄君） 町民税務課長。

○町民税務課長兼歌津総合支所長（芳賀洋子君） まず、1点目の納税通知書の件だったんですけれども、今までのように金額は合算された形で1期から9期まで分けられて皆様にお送りすることになります。これは年税額というところになっていきますので、システム上というか中身上は、それぞれ医療分、後期支援金分、介護納付金分、子ども・子育て支援金分ということで分かれてはいるんですけれども、皆様に納税通知としてお送りする場合には合計でその金額をお示しするというところになっております。なので、今の分にプラスになるというところでございます。

それから、2点目の特定世帯と特定継続世帯というところなんですけれども、これも従来のもともとあった制度なんですけれども、子ども・子育て支援基金のみならず医療分も全部あるんですけれども、これまで国保の被保険者であった方が後期高齢者医療制度に移行したことによって、同一世帯に国保の被保険者が1人だけとなった場合に、その世帯を特定世帯と言うんですけれども、その場合は最大で5年間、世帯の平等割額が2分の1に軽減されて半額になるということになっておりまして、800円の半額で400円ということになっております。

それから、非特定継続世帯というのは、その特定世帯として5年間が経過した後も国保の世

帯の状況が同じように継続している場合には、最大で3年間は4の1軽減されるということで、4分の3の課税になるということで600円ということの部分でございます。これは繰り返しになりますが、子ども・子育て納付金だけではなくて、現行の制度でも同じような考え方になっております。

○議長（菅原辰雄君） 及川幸子議員。

○9番（及川幸子君） ありがとうございました。分かりました。

もう1点なんですけれども、宮城県から示された額、そして当町での、これから条例改正するわけなんですけれども、端数の差額が出るわけなんですけれども、この差額は当町の国保のほうから出るのか、あくまでも県のほうにこの上の町の条例どおりを出して認めてもらうのか、その辺、再度伺いいたします。

○議長（菅原辰雄君） 町民税務課長。

○町民税務課長兼歌津総合支所長（芳賀洋子君） まず、標準保険税率のことなんですけれども、これは県が市町村ごとに事業費納付金を納付するに当たって、これぐらいの税率であれば保険税で納付金が納付できますよ、賄えますよということで、参考として市町村ごとに示されている数値になってございます。

なので、この標準保険料率どおりにならなくても、それは市町村ごとの考え方なので、ただ、それに近づける税率の設定をしたほうが、より事業費納付金を納めるに当たっては財源が確保できるということになっておりますので、今、差額というお話しされましたけれど、もこの分につきましては国保の財政でこの分を補うということになっております。

○議長（菅原辰雄君） 及川幸子議員。

○9番（及川幸子君） その辺は理解できます。

もう1点は、県下一斉にやるわけですが、国の制度ですから。そうした場合、この税率0.31、所得割は0.31なんですけれども、この税率は各市町村同額なのか、それぞれ各市町村によって国保会計が分かれていますけれども、その辺はどのようになっているのか、最後にお伺いします。

○議長（菅原辰雄君） 町民税務課長。

○町民税務課長兼歌津総合支所長（芳賀洋子君） 次の議案にも関連することではあるんですけど、今は各市町村ごとに標準保険税率というのは違っています。それを国のほうで都道府県ごとに統一するように求められているという状況でございまして、今は宮城県内においても、南三陸町の場合はこの標準保険税率が示されているというところでございまして、そ

れは全て同じではないというところです。

○議長（菅原辰雄君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第48号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅原辰雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第49号 南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（菅原辰雄君） 日程第6、議案第49号南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。千葉町長。

○町長（千葉 啓君） ただいま上程されました議案第49号南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

本案は、国民健康保険税の税率について、宮城県が示す標準保険料率に近づけるため、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長兼歌津総合支所長（芳賀洋子君） それでは、細部説明を行います。

改正条例本文は議案書10ページ、議案関係参考資料は21ページから28ページとなっております。

議案関係参考資料により御説明させていただきます。資料の21ページをお開き願います。

今回の一部改正条例につきましては、条例改正の理由及び条例改正の背景と併せまして、現在の国民健康保険制度についても改めて説明をさせていただきたいと思っております。

従前は市町村ごとの運営主体でありました国保制度ですが、平成30年4月からは都道府県が財政運営の責任主体として加わり、市町村と共に国民健康保険の保険者として共同で運営す

る仕組みとなりまして、国保の都道府県単位化がスタートしたところでございます。

この制度改革以降は、都道府県が毎年度、都道府県全体の保険給付費の見込みを立て、その財源となる市町村からの国民健康保険事業費納付金を決定するとともに、市町村が納付金を納めるための保険料、保険税を確保できるよう、市町村ごとの標準保険料率を算定し、示すこととされているところです。

また、都道府県が統一的な方針として示した国保運営方針に基づき、将来的には都道府県圏内の保険料水準の統一を目指すこととされており、市町村においては、都道府県から示された標準保険料率にそれぞれの保険料率を合わせる事が求められています。これは都道府県内で保険料、保険税の負担を公平に支え合うことにより、市町村の国保財政は従前と比べて安定化が図られる新しい財政運営の仕組みということでございます。

宮城県においては、国の方針等に基づきまして、令和12年度から保険料水準の統一化とする目標を設定しております。統一化以後においては、県内のどこにお住まいであっても、同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険料の負担となることを目指しているものでございます。

当町では、これまで交付金や財政調整基金を活用して、県に納付する国保事業費納付金の財源に足りない収入を補うことで保険税率の上昇をできる限り抑えてきましたが、財政調整基金残高の推移状況を踏まえつつ、令和12年度の保険料率水準統一に向けて、標準保険料率に近づけるための改正が必要となるものでございます。

このようなことから、安定した国民健康保険の財政運営のため、令和8年度の保険税率を改正させていただきたいというものでございます。

次に、資料中ほどの3、条例改正の概要について説明させていただきます。

国保被保険者に係る基礎課税額医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の所得割額の税率及び被保険者均等割額をそれぞれ改正するものでございます。

税率等の改正案につきましては、表のとおりでございますが、基礎課税額医療分の所得割税率を現行6%から7.3%に、均等割額を現行2万7,000円から2万9,000円に、後期高齢者支援金分の所得割税率を現行2.3%から2.8%に、均等割額を現行1万1,000円から1万2,000円に、介護納付金の所得割税率を現行1.8%から2.5%に、均等割額を現行1万2,000円から1万3,000円に改正を行うものでございます。

なお、本案につきましては、南三陸町国民健康保険運営協議会に諮問をし、国の基準に沿った改正内容であり妥当であるとの承認、答申を得まして提案をさせていただいているところ

でございます。

条例の施行につきましては、令和8年4月1日から施行し、令和8年度分の国民健康保険税から適用するものでございます。

また、参考欄は宮城県から示されました当町の令和8年度標準保険料率と現行税率との比較ですが、現行税率が標準保険料率を下回り乖離が生じている状況でございます。

資料22ページから28ページは新旧対照表でございますので、御確認いただければと思います。

保険税率の引上げは、被保険者の皆様には御負担をおかけすることになりますが、被保険者の皆様が今後も安心して医療を受けられるよう、将来にわたって国民健康保険制度の安定的な運営のために御理解をお願いするものでございます。

以上、細部説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。及川幸子議員。

○9番（及川幸子君） この税率改正は分かりました。しかし、前の子育て支援の新しい国の制度として新しく制度が発足するわけですが、やはりこれは町民に国保の人たちに周知して理解してもらうことが大事だと、私的には、今の説明だと審議会の上を承を得られましたということがありましたけれども、やはりここは、今度の町長は町民ファーストということ掲げているから、特に今回は説明を1回町民向けにやるべきでないかなと思われすけれども、その辺、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（菅原辰雄君） 千葉町長。

○町長（千葉 啓君） 全くそのとおりでございます。

ただ、この議会で議決をいただいた暁に、町民というか被保険者に向けてPRを行うというふうなことでございますので、御理解をお願いいたします。

○議長（菅原辰雄君） 及川幸子議員。

○9番（及川幸子君） 国保加入者の人は今何%いるのでしょうか。それに伴って、チラシをやったからそれでよしではなくて、やはりそこは住民に丁寧な御説明していただきたいと。議決後には、町長の考えはそういうPRしていくと話されましたけれども、やはりそこは丁寧に町民に説明していただきたいと思います。まずもって何%なのか。

○議長（菅原辰雄君） 町民税務課長。

○町民税務課長兼歌津総合支所長（芳賀洋子君） 国保の加入状況ということでございますけれども、12月末現在の世帯数で申し上げますと、全世帯数に対しまして約40%、4割ほどが国

保世帯というところになっております。

○議長（菅原辰雄君） よろしいですか。ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第49号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅原辰雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第50号 南三陸町特別導入事業基金条例の一部を改正する条例制定
について

○議長（菅原辰雄君） 日程第7、議案第50号南三陸町特別導入事業基金条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。千葉町長。

○町長（千葉 啓君） ただいま上程されました議案第50号南三陸町特別導入事業基金条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

本案は、畜産の振興を図ることを目的に、農業者等が特別導入事業を広く利用できるようにするため、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） 議案第50号南三陸町特別導入事業基金条例の一部を改正する条例制定について細部説明を申し上げます。

まず初めに、本改正の目的についてでございますが、特別導入事業につきましては、繁殖用の雌牛を町が5年間貸し付けるといったような事業になっております。その貸付対象者につきましては、60歳以上の者として現在運用をしているところでございます。

今般、この年齢要件を撤廃することで、新規就農者など、より多くの方が当該制度を活用できる環境を整備し、畜産振興を図るものでございます。

議案関係参考資料29ページを御覧ください。

ただいま申し上げましたとおり、年齢要件を撤廃することによりまして、本基金条例で使用している高齢者等の文言を記載のとおり改めるとともに、第1条の改正においては、畜産振興を目的とするものである旨を明確にするものでございます。

なお、現在の運用状況についてでございますが、5名の方にそれぞれ1頭ずつ、合計5頭を貸し付けている状況にあります。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第50号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅原辰雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第51号 南三陸町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

○議長（菅原辰雄君） 日程第8、議案第51号南三陸町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。千葉町長。

○町長（千葉 啓君） ただいま上程されました議案第51号南三陸町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

本案は、介護保険法施行令の一部を改正する政令の施行に対応すべく、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） それでは、議案第51号南三陸町介護保険条例の一部を改正する条例制定について細部説明をいたします。

議案書は13ページから14ページ、議案関係参考資料は30ページ、31ページとなります。

説明は議案関係参考資料を用いて行わせていただきますが、初めに、本条例改正の背景、趣旨等について若干お時間をいただき御説明をさせていただきます。

本条例改正の背景でございますが、令和7年度税制改正において給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられたことに伴いまして、介護保険の第1号被保険者の保険料について、非課税である一部の被保険者に所得段階の移動が生じ、保険料収入に影響が生じる可能性があることから、令和7年度税制改正の影響を遮断する目的で、介護保険法施行令の一部を改正する政令が令和8年4月1日に施行されます。

この政令改正に準じた第1号被保険者の保険料の取扱いを定めるべく、南三陸町介護保険条例の一部を改正し、令和8年度の保険料算定に限り特例減免を適用するため、新たに附則第14項から第16項を追加するものでございます。

それでは、議案関係参考資料30ページの附則第14項を御覧ください。

ここでは介護保険料の減免対象と当該減免の取扱いを定めておりまして、令和7年度の住民税非課税となる第1号被保険者について、給与所得控除が10万円引き上げられたことにより、その範囲で就労調整により就労収入が増加する場合については、介護保険法第142条に定める特別な理由に該当するものとして、令和8年度分の保険料を減免することを定めております。

次に、議案関係参考資料30ページ下段の附則第15項では、前項に該当するものについて、保険料の所得段階が上がった場合でも、減免後の令和8年度分の保険料の額は前年度の所得段階による保険料の額とすることを定めるものであり、同じく附則第16項では、この特例減免は申請によらないことを規定してございます。

本条例改正につきましては、令和7年度の税制改正を受けまして、非課税の第1号被保険者の所得段階が上がった場合であっても、保険料率の算定に関する基準の特例に基づき、令和8年度の介護保険料については令和7年度の保険料の額とし、その手続は申請を要しないことを定めているところでございます。

なお、税制改正の影響を受けまして非課税の第1号被保険者の所得段階が下がった場合にあっては、介護保険料全体への影響を考慮し、こちらも前年度の保険料の額とするといった政令改正がなされておりますので、ここの部分につきましては本条例の直接の改正はございません。

最後になりますが、施行期日につきましては令和8年4月1日とし、この特例減免は令和8年度限りの措置とするものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第51号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅原辰雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日は議事の関係上これにて延会することとし、明6日午前10時より本会議を再開し、本日の議事を継続することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅原辰雄君） 異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上これにて延会することとし、明6日午前10時より本会議を再開し、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。

午後3時02分 延会